

第 96 回コーデックス連絡協議会 資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3-(1)	第 52 回 食品添加物部会（CCFA）仮議題
3-(2)	第 52 回 食品添加物部会（CCFA）主な検討議題
4-(1)	第 46 回 食品表示部会（CCFL）仮議題
4-(2)	第 46 回 食品表示部会（CCFL）主な検討議題
5-(1)	第 8 回 AMR に関する特別部会（TFAMR）仮議題
5-(2)	第 8 回 AMR に関する特別部会（TFAMR）主な検討議題
6-(1)	第 25 回 食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）議題
6-(2)	第 25 回 食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）概要

第 96 回コーデックス連絡協議会

日時：令和 3 年 8 月 24 日（火）

14:00-16:05

場所：ウェブ開催

議 事 次 第

1. 議題

① 今後の活動について

- ・ 第 52 回食品添加物部会（CCFA）
- ・ 第 46 回食品表示部会（CCFL）
- ・ 第 8 回 AMR に関する特別部会（TFAMR）

② 最近コーデックス委員会で検討された議題について

- ・ 第 25 回食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）

2. その他

コーデックス連絡協議会委員及び出欠

(敬称略 50 音順)

委 員		出欠 (*)
あまがさ けいすけ 天笠 啓祐	特定非営利活動法人 日本消費者連盟 共同代表運営委員	出
ありた よしこ 有田 芳子	主婦連合会 常任幹事	出
おおた ひろみ 太田 裕見	一般社団法人 食物アレルギーフォーラム 理事長	出
おにたけ かずお 鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会 品質保証本部 総合品質保証担当	出
くまがい ひ と み 熊谷 日登美	日本大学 生物資源科学部 生命化学科 教授	出
こばやし ゆう 小林 優	全国農業協同組合連合会 畜産総合対策部 品質・表示管理室長	出
すがぬま おさむ 菅沼 修	国際酪農連盟日本国内委員会事務局 事務局長	出
せ ぐろ かつや 脊黒 勝也	一般社団法人 日本食品添加物協会 専務理事	出
た な か ひろゆき 田中 弘之	東京家政学院大学 人間栄養学部 学部長	欠
つる み かずひこ 鶴身 和彦	公益社団法人 日本食品衛生協会 公益事業部長	出
と べ よりこ 戸部 依子	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 NACS 消費生活研究所 所長	出
ひろた ひろこ 廣田 浩子	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 政策スタッフ	出
やまぐち りゅうじ 山口 隆司	一般財団法人 食品産業センター 海外室次長	出
よしいけ のぶお 吉池 信男	青森県立保健大学 健康科学部 栄養学科 教授	欠

*第 96 回コーデックス連絡協議会（ウェブ会議）の出欠

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 52 回食品添加物部会

日時：2021 年 9 月 1 日（水）～ 9 月 7 日（火）、10 日（金）

場所：バーチャル会合形式（Zoom）にて実施（議長国：中国）

仮議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会及びタスクフォースからの付託事項
3(a)	FAO/WHO 並びに第 87 回、第 89 回及び第 91 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門 家会議（JECFA）からの関心事項
3(b)	第 87 回、第 89 回及び第 91 回 JECFA 会合からの食品添加物の同一性及び純 度に関する仕様書原案
4(a)	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の 承認／改訂
4(b)	個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格（GSFA）の関連条 項の整合：整合に関する電子作業部会報告
5(a)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：GSFA に関する電子作業部会報告
5(b)	食品添加物に関する一般規格（GSFA）：食品添加物条項の新規/改訂の提案 （CL 2019/40-FA 及び CL 2020/36-FA への回答）
5(c)	注釈 161 に関連する甘味料の関連条項に関する継続討議
5(d)	硝酸塩及び亜硝酸塩に関する入手可能なデータについての情報 （CL 2019/49-FA への回答）
6	食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂原案
7	JECFA による評価のための優先物質リストの追加及び変更の提案 （CL 2019/41-FA 及び CL 2020/37 への回答）
8	関連食品規格の非記載の方針に関連した GSFA オンラインシステムの状況及

	び分析
9	その他の事項及び今後の作業
10	次回会合の日程及び開催地
11	報告書の採択

※ 標記会合に先立ち、2021年6月21日（月）～6月25日（金）に「食品添加物の一般規格に関する作業部会」「食品添加物条項の整合に関する作業部会」「食品添加物条項の承認に関する作業部会」「注釈 161－甘味料の条項に関する作業部会」のバーチャル会合が開催された。

第 52 回コーデックス食品添加物部会（CCFA）の主な検討議題

日時：2021 年 9 月 1 日（水）～9 月 7 日（火）、10 日（金）

場所：バーチャル会合形式（Zoom）にて実施

主要議題の検討内容

仮議題 2. コーデックス総会及びその他の部会及びタスクフォースからの付託事項

（経緯）

コーデックス総会（CAC）、コーデックス執行委員会（CCEXEC）、コーデックス分析・サンプリング法部会（CCMAS）、コーデックスヨーロッパ地域調整部会（CCEURO）、コーデックス栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）及びコーデックス加工果実・野菜部会（CCPFV）から付託された事項並びに第 51 回 CCFA（前回部会）の同議題で今後検討するとした事項について検討する。

今回会合では、第 42 回 CAC、第 43 回 CAC 及びその他関連部会の結果についてコーデックス事務局から情報提供が行われ、CAC 及びその他部会から検討を求められている事項等について議論を行う予定である。主な検討事項は以下の通り。

第 42 回 CAC からの検討事項

○乳（プレーン）に対するクエン酸三ナトリウム（INS 331(iii)）に関する条項案

第 42 回 CAC は食品分類 01.1.1（乳（プレーン））に対するクエン酸三ナトリウム（INS 331(iii)）に関する条項を採択せず、CCFA で再検討するよう条項案を差し戻すことに合意した。また、技術的な問題が十分に議論されるようメンバーが CCFA の会合に積極的に参加するよう奨励した。

※当該条項案は熱帯地域の気候に起因する技術的な必要性に鑑み注釈¹を付けることに第 51 回 CCFA で合意したが、CAC からは「気候（climatic conditions）」の指す範囲の明確化が求められている。

（対処方針）

適宜対処したい。なお、我が国の関係業界からは、食品分類 01.1.1 におけるクエン酸三ナトリウムの使用実態はないと報告されている。

第 78 回 CCEXEC からの検討事項

○コーデックス作業文書の適時性

第 78 回 CCEXEC はコーデックス作業文書等の適時性に関する文書(CX/EXEC 20/78/8。コーデックス手続きマニュアル（Procedural Manual）には文書の配布時期は議論の少

¹ For use in UHT milk from bovine species to compensate for citrate or calcium content to prevent sedimentation as a result of climatic conditions

なくとも2か月前と規定されているが、2014年から2019年までに実際に配布時期が遵守されていたのは配布文書の約40%であること等を記載)を各部会に提供し、各部会の評価等において注意を払うよう求めている。

(対処方針)

適宜対処したい。なお、当該文書においては文書配布の遅延傾向がある部会について分析が行われているが、CCFAについては記載されていない。

第40回 CCMAS からの検討事項

○食品中の食品添加物の分析法

第40回 CCMAS は、以下について合意した。

(1) 分析・サンプリング推奨法(CXS 234-1999)の見直し・更新、及びCCMASで承認され総会で採択された分析・サンプリング法のデータベースの開発に関するCCMASの作業を、全てのコーデックス部会に情報提供する。

(2) CCFA に対して、以下のことを要請する。

CXS 234-1999 が食品添加物の分析法に関する唯一の参照先であると決定したことを再認識させるとともに、食品添加物の一般分析法(CXS 239-2003)に収載された分析法がCXS 234-1999に移行することの適切性を検討すること。

もしくは、CXS 239-2003を廃止するため、CCMASの承認を受けたよりアップデートされた分析法あるいは分析法の性能規準を特定すること。

(対処方針)

適宜対処したい。

第31回 CCEURO からの検討事項

○CCEURO が策定した地域規格における食品添加物条項と食品添加物の一般規格(GSFA)の整合

第31回 CCEURO は、新鮮なアンズタケ菌類の規格(CXS 40R-1981)に適合した食品では、食品添加物の使用は技術的に正当化されないことを確認した。このため、GSFAの食品分類04.2.1.1(未処理の生鮮野菜(キノコ類・菌類、根・塊茎、豆類・マメ科植物(大豆を含む)、及びアロエを含む)、海藻、並びに種実類)の全ての食品添加物条項を修正し、新しい注釈XS40R(新鮮なアンズタケ菌類の規格に適合する製品を除く)を加えるべきとした。

第31回 CCEURO は、CCFA に対して、整合作業を行う際にこのことを考慮に入れるよう要請した。

(対処方針)

食品分類04.2.1.1において個別食品規格とGSFAの整合をとる際には上記の情報を考慮すべきとの立場で、適宜対処したい。

第 41 回 CCNFSDU からの検討事項

○キサンタンガム（INS 415）及びペクチン（INS 440）の技術的必要性の評価

第 41 回 CCNFSDU は、以下について合意した。

- （１）「技術的必要性を評価するための CCNFSDU の枠組み」をコーデックスのウェブサイト上に情報提供文書として公表する。
- （２）乳児用調製乳及び乳児用特殊医療用調製乳規格（CXS 72-1981）にキサンタンガム（INS 415）及びペクチン（INS 440）を増粘剤(Thickeners)として収載することについて、第 43 回 CAC に採択を求める。

第 41 回 CCNFSDU は、CCFA に対して、GSFA の食品分類 13. 1. 3（乳児を対象とした特殊医療用調製乳）にキサンタンガム（INS 415）及びペクチン（INS 440）を収載するよう要請した。

（対処方針）

GSFA の食品分類 13. 1. 3 へのキサンタンガム（INS 415）及びペクチン（INS 440）の収載を支持して差し支えない。

○CCNFSDU が策定した規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項の整合

第 41 回 CCNFSDU は、以下について合意した。

- （１）CX/NFSDU 19/41/9 Part C に掲載されているシリアルベースの乳幼児用加工食品の規格の食品添加物に、リン酸（INS 338）を加えて CCFA に検討を依頼する
- （２）第 51 回 CCFA から質問されていた、体重管理食で使用する調製食品の規格（CXS 181-1991）及び減量を目的とした超低エネルギー食で使用する調製食品の規格（CXS 203-1995）の食品添加物条項及び最大濃度について、GSFA の食品分類 13. 4 及び Table 3 に掲載されている食品添加物が適用可能である旨を CCFA に情報提供する

（対処方針）

上記の個別食品規格と GSFA の整合を取る際に情報を考慮すべきとの立場で、適宜対処したい。

第 29 回 CCPFV からの検討事項

○食品分類 04. 1. 2. 6 における酒石酸塩（INS 334, 335(ii), 337）の使用の技術的正当性について

第 29 回 CCPFV から、食品分類 04. 1. 2. 6（果実を主原料とするスプレッド（チャッネ等。ただし、ジャム・ゼリー・マーマレードを除く））において、酒石酸塩は、ビタミンとミネラルに富む果実の pH 調整剤（Acidity regulators）として使用されているとのコメントがあった。（特に食品分類 04. 1. 2. 2 における使用の技術的正当性についてはコメントなし）

○その他食品分類における食品添加物の技術的正当性

第 29 回 CCPFV は、以下について使用の技術的正当性を検討した。

- (1) 食品分類 14.1.2 (果汁及び野菜ジュース) 及び食品分類 14.1.3 (果実及び野菜ネクター) 及びそれらの小分類において一般的に乳化剤 (Emulsifiers)、安定剤 (Stabilizers) 及び増粘剤 (Thickeners) として使われる食品添加物及びキシタンガム (INS 415)
- (2) フレンチフライドポテトにおける着色料
- (3) 食品分類 14.1.2.1 (果実ジュース) にて一般的に使用される pH 調整剤及び Chinese plum ジュースに特異的に使用される乳酸カルシウム (INS 327)
- (4) 食品分類 14.1.2.2 (野菜ジュース)、14.1.2.4 (野菜ジュース用の濃縮物)、14.1.3.2 (野菜ネクター)、14.1.3.4 (野菜ネクター用の濃縮物) において、一般的に pH 調整剤を使用すること及び意図する技術的効果を達成するために必要なリン酸及び酒石酸塩並びに最大濃度についてのガイダンス
- (5) CXS 115-1981 (キュウリの漬物の規格) におけるタマリンドシードガム (INS 437)

(1) については、結論を得られず、以下について CCFA に要請した。

(a) 乳化剤、安定剤、増粘剤のような” non-juice food additive ingredients” を含むジュースやネクターの GSFA での適切な分類

(b) ブレンドされた果実・野菜ジュース及びネクターの GSFA での分類

(2) については、使用の技術的正当性について異なる意見が提出され、CCFA からこれまでに CCFA や CCPFV で議論していない新しい情報の提供を求められた場合には、再度 CCPFV にて検討することとした。

(3) については、食品分類 14.1.2.1 において乳酸カルシウムを pH 調整剤として使用することについて技術的正当性はなく、また、Chinese plum ジュースは食品分類 14.1.2.1 ではなく食品分類 14.1.4 (「スポーツ」、「エネルギー」、または「電解質」飲料、及び粒子を含む飲料などの水を主原料とする香料入り飲料) に含まれると考えられるが、適切な分類がない限りは更なる議論ができないと結論した。

(4) については、食品分類 14.1.3.4 において Pentasodium triphosphate (INS 451(i)) が最大濃度 1000 mg/kg (リンとして) で使用の技術的正当性が認められた。適切な分類がない限りは更なる議論ができないと結論した。

(5) について、CXS 115-1981 においては、タマリンドシードガムを増粘剤 (Thickeners) として使用することの技術的正当性が認められた。

(対処方針)

(1) については、CCPFV のコメントをもとに、国際的に流通している果実・野菜のブレンドジュースへの添加物の使用が認められるよう検討を継続することを支持する立場で適宜対処したい。

(2) については、CCPFV 及び各国から提出された情報をもとに CCFA で議論するこ

とを支持したい。

(3) の Chinese plum ジュースについては、各国のコメントを適宜聴取したい。

(4) については、CCPFV から提出された情報をもとに、食品分類 14.1.3.4 に Pentasodium triphosphate の規格を策定することを支持したい。

(5) については、当該食品分類に関して、我が国から食品添加物条項を提案しており、CCPFV の情報を受けて適切に GSFA に規格が策定されるよう適宜対処したい。

第51回CCFAからの検討事項

○GSFA の食品添加物のグループに関するレビュー

コーデックス手続きマニュアルでは、JECFA が ADI を設定している物質として GSFA の規格も策定すると規定されている（例えば、リン酸類であればリン換算で ADI を設定が設定されており、GSFA には「リン酸類」のグループとして規格が設けられている）。

第 50 回 CCFA において、一部の添加物について、JECFA でグループ ADI が設定されていないにもかかわらず、GSFA ではグループとして規格が策定されていることが報告された。

第 51 回会合において、2019 年の第 87 回 JECFA 会合でカロテノイド、オルトフェニルフェノールのグループについての再評価並びに「グループ」ADI 又は PTWI という用語の使用及びグループ ADI の設定方法についての一般的な議論が予定されていることを踏まえ、コーデックス事務局で以下の更新を行うことで合意した。

(i) JECFA による報告と一致させるため、サイクラミン酸類の注釈を改正する。

(ii) 6 つの添加物のグループ²について、JECFA の評価に合わせて注釈を追加する。

本議題では、JECFA 会合の議論を踏まえ事務局が作成した更新案を元に注釈の検討が行われる予定である。

(対処方針)

更新案は JECFA による評価におけるグループを GSFA に適切に反映させるためのものである。ルールに基づき一貫した考え方で GSFA を策定することが重要であり、GSFA の改正を支持したい。

仮議題 3(a). FAO/WHO 並びに第 87 回、第 89 回及び第 91 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) からの関心事項

(経緯)

第 87 回 (2019 年 6 月)、第 89 回 (2020 年 6 月) 及び第 91 回 (2021 年 2 月) JECFA 会合の結果について、事務局から報告がなされる予定である。第 87 回会合では 6 種類の食品添加物、第 89 回会合では 6 種類の食品添加物及び 13 つの香料の安全性評価、食品添加物 1 グループの暴露評価が行われた。会議文書には、それら食品添加物の安全性評価結果の概要及び JECFA からの勧告案が記載されている。また、個別の安全性

² 酸化鉄類、ステアリン酸ポリオキシエチレン類、ポリソルベート類、リボフラビン類、サッカリン類及びソルビトール脂肪酸エステル類

評価以外の食品添加物に関する一般的な議論についても CCFA に報告される予定である。主な事項は以下のとおり。

第 87 回 JECFA 会合

○オルトフェニルフェノールの用途

オルトフェニルフェノール (INS 231) 及びオルトフェニルフェノールナトリウム (INS 232) は主に果実、野菜収穫後の保管・輸送の際の微生物汚染防止を目的とした処理であり、評価においても FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 (JMPR) による評価データを引用している。CCFA に対して現在の添加物としての使用について照会があった。

○GSFA Table 3 への添加物の追加に関連する、ADI を「特定しない (Not specified)」という用語の明確化

ADI を「特定しない」という用語は「食品中の化学物質のリスク評価の原則と方法 (Environmental Health Criteria (EHC) 240)」に定義されている。この定義は食品添加物の毒性と食品由来の摂取量の双方に基づくことを踏まえ、JECFA は GSFA のガイドライン 2 (ADI を「特定しない」と評価された添加物) を承認するとともに、GSFA Table 3 において適切な要件を追加することを推奨している。

(対処方針)

適宜聴取したい。なお、CCFA にコメントを求められている INS 231 及び INS 232 について、我が国においては、かんきつ類の表皮に散布又は塗布等することにより防かび剤 (防ばい剤) として用いられる食品添加物として指定されている。

第 89 回 JECFA 会合

○ショ糖脂肪酸エステル及びショ糖オリゴエステルタイプ I & II の摂取量推計

ショ糖脂肪酸エステル (INS 473) 及びショ糖オリゴエステルタイプ I & II (INS 473a) の摂取量推計を実施した結果、使用可能な食品全てにこれらの添加物が報告された最大濃度で含まれている等の保守的な仮定の下では、いくつかの年齢群でグループ ADI を超過する結果となった (例: 3~9 歳群では ADI の約 4 倍の摂取量と推計)。このため、JECFA においてより精緻な摂取量推計を行うため、以下の情報を 2 年以内に提出することが求められている。

- ・各添加物の典型的又は平均の食品中の濃度及び最高濃度
- ・使用は許可されているが実際に使用されていない食品 (又は食品分類)

(対処方針)

本品目については、我が国から使用実態及び食品摂取量に関する情報を提供して評価が行われた。我が国からの追加データの提出を考慮し、再度 JECFA での評価が行われるよう対処したい。また、データ提出期限について、COVID-19 による企業活動の制限等の状況を鑑み、適切なデータの収集・提出を行うために必要な期間が確保される

よう対処したい。

仮議題 3(b). 第 87 回、第 89 回及び第 91 回 JECFA 会合からの食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案

(経緯)

第 87 回、第 89 回及び第 91 回 JECFA 会合において検討を行った食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案について、JECFA 事務局から検討結果の報告がなされる予定である。

(対処方針)

JECFA において作成された仕様書の原案が CAC で採択されるよう適宜対処したい。

仮議題 4(a). コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の食品中の最大濃度の承認／改訂

(経緯)

コーデックス手続きマニュアルに従い、個別食品規格における全ての食品添加物(加工助剤を含む)の条項は CCFA の承認を受ける必要がある。

今回会合では、各部会から送付された規格案における食品添加物条項案³について承認に係る検討が要請されている。

6 月に開催されたバーチャル作業部会において、主に以下の事項を合意した。

- (1) CCNFSDU から送付された「RUTF (Ready-to-use Therapeutic Foods) のガイドライン」に含まれるアスコルビン酸パルミチンエステル (INS 304) が、GSFA の該当する食品分類 (13.3) では使用が認められていないことから、今後整合に関する電子作業部会で検討する。
- (2) CCPFV から送付されたコチジャン、チリソース等の 5 つの規格案に関しては、食品添加物条項が複雑であることから、今後整合に関する電子作業部会で検討する。
- (3) CCSCH から送付された「ショウガの規格」において、二酸化硫黄 (INS 220) が加工助剤として記載されるとともに最大残留濃度が設定されていたが、GSFA の他の食品分類で保存料等食品添加物としての最大残留濃度と同水準であり、加工助剤としての使用とは言えないことから、当該品目の項目を規格案から削除したうえで承認する。

(対処方針)

³ 「発酵調理キャッサバ製品の規格」(第 23 回コーデックスアフリカ地域調整部会 (CCAFRICA))、
「発酵ノニ果実飲料の地域規格」、「飲料用カヴァ製品の地域規格」(第 15 回北アメリカ・南西太平洋地域調整部会 (CCNASWP))、「混合ザータルの地域規格」(第 10 回近東地域調整部会 (CCNE))、
「RUTF のガイドライン」(第 41 回 CCNFSDU)、「コチュジャンの規格案」、「チリソースの規格案」、「マンゴーチャツネの規格 (CXS160-1987)」の改定、「乾燥果実の一般規格案」、「フルーツミックス缶詰の一般規格案」(第 29 回 CCPFV)、「ショウガの規格」(第 5 回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH))

個別食品部会等から提案された食品添加物及び加工助剤の条項のうち承認に十分な情報が提供されたものについて、CCFA で承認されるよう適宜対処したい。

仮議題 4(b). 個別食品規格の食品添加物条項と食品添加物の一般規格 (GSFA) の関連条項の整合:整合に関する電子作業部会報告

(経緯)

GSFA を食品添加物に関して唯一参照すべき規格とするため、CCFA は、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための取組みを進めている。第 51 回会合では、13 の熟成チーズ⁴、2 つの糖類⁵、2 つの飲料水⁶及び 6 つの穀物製品、根・塊茎、豆類及び野菜タンパク質⁷に関する個別食品規格について、食品添加物条項と GSFA の関連条項を整合させるための作業が終了した。

第 51 回会合において、第 52 回会合に向けて以下の事項を検討することについて合意した。

- (i) 作業計画に則り、IDF (国際酪農連盟) の支援の下、9 つのチーズの規格を含む乳及び乳製品の規格⁸の整合作業を行うこと。また、その他 9 つの個別食品規格⁹との整合作業を行うこと。
- (ii) 今後新規の個別食品規格の策定又は既存規格の改正により将来見込まれる GSFA 及び個別食品規格の相違を防ぐ方策を検討すること。
- (iii) タマリンドシードガム (INS 437) を、適切な機能分類の下、最大使用量は適正製造規範 (GMP) に従うこととし、個別食品規格の添加物条項を改正すること。

今回会合では、上記三点について、2019 年に実施された電子作業部会による検討結果及び 6 月に開催されたバーチャル作業部会のレポートに基づき議論を行う予定である。

⁴ 「チェダーの規格 (CXS 263-2007)」、「ダンボーの規格 (CXS 264-2007)」、「エダムの規格 (CXS 265-2007)」、「ゴーダの規格 (CXS 266-2007)」、「ハバティの規格 (CXS 267-2007)」、「サムソーの規格 (CXS 268-2007)」、「エメンタールの規格 (CXS 269-2007)」、「ティルジットの規格 (CXS 270-2007)」、「サンポーランの規格 (CXS 271-2007)」、「プロヴォローネの規格 (CXS 272-2007)」、「クロミエの規格 (CXS 274-2007)」、「カマンベールの規格 (CXS 276-2007)」、「ブリーの規格 (CXS 277-2007)」

⁵ 「蜂蜜の規格 (CXS 12-1987)」、「砂糖の規格 (CXS 212-1999)」

⁶ 「ナチュラルミネラルウォーターの規格 (CXS 108-1981)」、「瓶詰又は包装された飲料水 (ナチュラルミネラルウォーターを除く) の規格 (CXS 227-2001)」

⁷ 「小麦粉の規格 (CXS 152-1985)」、「小麦たんぱく質製品 (小麦グルテンを含む) の規格 (CXS 163-1987)」、「野菜たんぱく質製品の規格 (CXS 174-1989)」、「大豆たんぱく質製品の規格 (CXS 175-1989)」、「クスクスの規格 (CXS 202-1995)」、「即席麺の規格 (CXS 249-2006)」

⁸ 「塩漬けチーズの規格 (CXS 208-1999)」、「非熟成チーズの規格 (CXS 221-2001)」、「カッテージチーズの規格 (CXS 273-1968)」、「クリームチーズの規格 (CXS 275-1973)」、「Extra Hard Grating チーズの規格 (CXS 278-1978)」、「チーズの一般規格 (CXS 283-1978)」、「無糖脱脂練乳及び植物油の混合品の規格 (CXS 250-2006)」、「脱脂乳及び植物性脂肪の混合粉末の規格 (CXS 251-2006)」、「脱脂加糖練乳及び植物油の混合品の規格 (CXS 252-2006)」

⁹ 「コショウの規格 (CXS 326-2017)」、「クミンの規格 (CXS 327-2017)」、「乾燥タイムの規格 (CXS 328-2017)」、「個別規格に含まれない食用油脂の規格 (CXS 19-1981)」、「オリーブオイルの規格 (CXS 33-1981)」、「植物油の規格 (CXS 210-1999)」、「動物油の規格 (CXS 211-1999)」、「ファットスプレッド及びブレンドスプレッドの規格 (CXS 256-2007)」、「魚油の規格 (CXS 329-2017)」

また、電子作業部会での検討過程で浮上した以下の 3 課題についても議論を行う予定である。

- 1) GSFA Table 3 に記載された品目の中には、Table 3 附属書に含まれない食品分類に関して Table 1 及び 2 に規定している場合があり、GSFA 前文 6 における Table 3 に関する規定と不整合が生じている。これを解消するため、米国から Table 3 に注釈を新設することが提案されている。6 月に開催されたバーチャル作業部会において、Table 3 に注釈を追記することで合意されている。
- 2) GSFA 附属書 C (GSFA の食品分類と個別食品規格の対応表) において、食品分類 01.6.1 (未熟成チーズ) は「チーズの一般規格 (CXS 283-1978)」及び「フレッシュチーズを含む未成熟チーズのグループ規格 (CXS 221-2001)」のほか 3 つの個別食品規格と関連付けられている。CXS 283-1978 が対象とする食品の範囲には未成熟チーズが含まれているものの、未成熟チーズの食品添加物条項については CXS 221-2001 を参照することとされており、対応する食品分類についても GSFA 附属書 C の CXS 221-2001 欄を参照することが可能となっている。GSFA 附属書 C の中で CXS 283-1978 に対応する食品分類をより分かりやすくするため、CXS 283-1978 の該当記載を削除することが提案されている。6 月に開催されたバーチャル作業部会において、CXS283 と対応する食品分類から食品分類 01.6.1 を削除することで合意されている。
- 3) 一部のチーズの規格について、加工助剤に言及していることから「加工助剤として使用される物質に関するガイドライン (CXG 75-2010)」の適合に関する記載を追加する予定である。これに対して、加工助剤が使用されうる他のチーズ等の規格にもガイドラインの記載を追加すべきか問題提起された。6 月に開催されたバーチャル作業部会において、加工助剤の記載を含む規格については追記を行うことで合意されている。

(対処方針)

(i) 及び (iii) について、個別食品規格の食品添加物条項と GSFA の関連条項が整合するよう適宜対処したい。

(ii) について、ガイドラインを作成し、情報提供文書として公開することが電子作業部会で提案されている。個別食品規格と GSFA の整合作業において現在行われているプロセスを整理したものであり、公開を支持するとともに、適切なガイドラインとなるよう適宜対処したい。

電子作業部会から提示された課題について、一貫した考え方のもとで GSFA を策定する観点、個別食品規格の内容を正確に GSFA に反映させる観点からバーチャル作業部会の結論を支持する立場で適宜対処したい。

仮議題 5 (a)．食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : GSFA に関する電子作業部会報告

本会合の 2020 年からの延期前までに検討された事項が討議文書 CX/FA 21/52/7 の附属書 1 ～ 7 に、延期後に再検討及び新たに検討された事項が討議文書 CX/FA 21/52/7

Add. 1 の附属書 A～D にとりまとめられている。各附属書の内容は以下のとおり。

附属書 1：コーデックススパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）及びコーデックス油脂部会（CCFO）からの回答

（経緯）

CCFA からの要請に対し、第 4 回 CCSCH からは、食品分類 12.2.1（ハーブ及び香辛料）のうち粉末ハーブにおいて、固結防止剤を使用することは技術的に正当である旨の回答が送付された。また、第 26 回 CCFO からは、食品分類 02.1.2（植物油脂）における乳化剤使用の技術的正当性についての回答が送付された。これらの回答を受け、第 51 回 CCFA において、関連する GSFA の食品添加物条項の策定に向けた検討を行うことで合意した。

今回合合では、CCSCH 及び CCFO から提供された食品添加物の使用実態及び技術的正当性に関する情報並びに各メンバー等から電子作業部会において提出された意見及び 6 月に開催されたバーチャル作業部会の報告書に基づき、議論を行う予定である。

（対処方針）

CCFO からは、我が国の使用実態を考慮した適切な使用濃度を含めた回答がされていることから、この情報に基づいて適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。また、粉末ハーブについて、我が国の関係業界からは、固結防止剤（ステアリン酸マグネシウム（INS 470 (iii)）、非結晶性二酸化ケイ素（INS 551））を使用している実態はないと報告を受けている。

附属書 2：Table 3 の条項案

（経緯）

第 86 回 JECFA 会合は、*Tagetes erecta* 由来のルテイン（INS 161b(i)）、塩基性メタクリル酸共重合体（INS 1205）及び合成ゼアキサンチン（INS 161h(i)）の ADI を「特定しない（Not specified）」と評価した。これを考慮して、第 51 回 CCFA において、JECFA は CCFA に対して GSFA の Table 3 に含め、意見を募集（Step 3）するよう勧告した。また、第 17 回 JECFA 会合は、部分分解レシチン（INS 332(ii)）の ADI を「制限しない（Not limited）」と評価していたことから、第 47 回 CCFA において今後 GSFA Table 3 に含める条項案についてコメントを募ることに合意していた。

第 51 回 CCFA では、第 52 回 CCFA に向けた電子作業部会でこれらの添加物を Table 3 に含める条項案についてコメントを募ることに合意した。

今回合合では、各国から電子作業部会に提供された食品添加物の使用実態及び技術的正当性に関する情報及び 6 月に開催されたバーチャル作業部会の報告書に基づき、議論を行う予定である。

（対処方針）

電子作業部会において、Table 3 の付表にない食品分類に含まれる個別食品規格のうち、Table 3 にある特定の食品添加物のみ使用を認めている規格に含まれる食品の

使用実態として、我が国から部分分解レシチン（INS 332(ii)）の使用に関する情報を提供している。提出した情報に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

附属書 3：INS 473、473a 及び 474 のグループ化¹⁰

（経緯）

ショ糖脂肪酸エステル（INS 473）、ショ糖オリゴエステル、タイプ I & II（INS 473a）及びスクログリセリド（INS 474）について、JECFA により一つのグループとして ADI が設定されていることを踏まえ、現在 3 つの添加物それぞれに策定又は検討されている条項案を「ショ糖エステル類」としてグループ化することが第 51 回 CCFA で合意された。

今回合会においては、それぞれの条項の改正について、電子作業部会の報告書をもとに 6 月のバーチャル作業部会がとりまとめた案について議論が行われる予定である。

（対処方針）

既存の条項を踏まえ、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

附属書 4：GSFA の条項案及び原案：食品分類 01.1.2（その他液状乳（プレーン））に使用されるアルギン酸プロピレングリコール（INS 405）、食品分類 04.1.1.2（表面処理した生鮮果実）及び 04.2.1.2（表面処理した生鮮野菜）に光沢剤・被覆剤・ワックスとして表面処理のために使用される添加物、食品分類 06.2（穀物粉、でん粉）に小麦粉処理剤として使用される炭酸マグネシウム（INS 504(i)）及び CX/FA 19/51/8 で検討に合意した条項原案（着色料を除く）

（経緯）

第 51 回 CCFA における議論を踏まえ、第 52 回 CCFA に向けての電子作業部会で検討を行うことで合意した事項のうち、本附属書標題の事項について検討を行う。

今回合会では、各国から提供された食品添加物の使用実態及び技術的正当性に関する情報等に基づき、電子作業部会がとりまとめた食品添加物条項案及び原案について議論を行う予定である。

なお、食品分類 04.1.1.2 及び 04.2.1.2 に関する事項については附属書 A で、電子作業部会に提出された各添加物の使用に関する技術的正当性の追加情報を考慮した内容が議論される予定である。

（対処方針）

我が国から提案したタマリンドシードガム（INS 437）の食品添加物条項が議論される予定である。また、その他の添加物についても、電子作業部会において我が国から使用実態及び技術的正当性に関する情報を提供している。提出した情報等に基づき、

¹⁰ グループとしての添加物条項の経緯については仮議題 2（第 51 回 CCFA からの検討事項）を参照。

適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

附属書 5：硝酸塩（INS 251、252）及び亜硝酸塩（INS 249、250）の採択済みの条項
又は条項案（食品中の使用濃度¹¹及び残留濃度）

（経緯）

第 48 回 CCFA における硝酸塩（INS 251、252）及び亜硝酸塩（INS 249、250）の条項案に関する議論の中で、最大使用濃度の表し方（食品中の使用濃度及び／又は残留濃度）、適切な濃度及び安全性について懸念が示されたことを受け、本課題に対処するプロセスや必要な情報の収集のアプローチについて議論を行われてきた。

第 51 回 CCFA では、電子作業部会で収集した使用実態、リスク管理に関する情報等をもとに、リスク評価及びリスク管理に関する議論を行った上で、以下の事項が合意された。

- a. コーデックス事務局に対して、JECFA 事務局と協議の上、天然由来の食品中の濃度及び添加物として使用した結果としての食品中の濃度の情報も含め、硝酸塩・亜硝酸塩の食品由来の摂取量に関する追加情報を収集することを要請する
- b. CCFA は、食品添加物としての硝酸塩・亜硝酸塩の使用に関するリスク管理措置を講じる。それには食品中の使用濃度と残留濃度の両方を含める

第 51 回 CCFA 後に設置された電子作業部会では、硝酸塩・亜硝酸塩のリスク管理に関して、同一の条項において食品中の使用濃度と残留濃度の両方を規定する方法等が検討され、食品中の使用濃度を最大使用濃度、残留濃度を脚注として規定すること、食品中の硝酸塩・亜硝酸塩の使用濃度はそれぞれ対応するイオン濃度として、亜硝酸塩の残留濃度は亜硝酸イオンとして規定することで合意に達した。

一方、硝酸塩の残留濃度については、亜硝酸イオンとしての規定を支持する意見と硝酸イオン及び亜硝酸イオンの合計濃度としての規定を支持する意見に分かれた。また、合計濃度を測定する適切な分析法・装置の利用可能性の問題や残留濃度を測定するという目的に照らして十分に信頼できる測定結果が得られるかの問題が提起されたことから、電子作業部会の議長は、規準の設定や適切な分析法の特定に関する取組みが必要として、以下を提言している。

- 1) CCMAS に、様々な食品（具体的にはチーズ、食肉、魚介類）における硝酸イオン及び亜硝酸イオンの検出規準の設定、当該規準を満たす利用可能な分析法に関する情報の提供を要請すること。また CCMAS における作業を補助するため、電子作業部会のメンバーから提出された分析法に関する情報を提供すること。
- 2) CCMAS に次の情報を提供すること。
 - ・食品分類 01.6.2（熟成チーズ）の硝酸塩の採択済みの条項、食品分類 08.2.2（食肉、家禽肉及び猟鳥獣肉の加工品（ホール又はカット）で加熱処理されたもの）及び 08.3（ひき肉処理された食肉、家禽肉、及び猟鳥獣肉の加工品）の亜硝酸塩の採択済みの条項に関する情報
 - ・電子作業部会のメンバーから提出されたチーズ、食肉及び魚介類における条項案

¹¹ 食品を 1 kg 製造するために使用した食品添加物の量のこと

のうち、残留濃度の最低値に関する情報

(対処方針)

我が国は、電子作業部会において、手続きマニュアルに基づき、「CCMAS に分析法の検討を依頼する前に、CCFA において、適切な分析法をリスト化するのか及び／又は分析法が適合する規準の設定をするのかについて決定すべき、また、CCFA が規準を設定すると決めた場合、手続きマニュアルにある“Working Instructions for the Implementation of the Criteria Approach in Codex”を考慮すべき」とコメントしている。他国のコメントも聴取し、適宜対処したい。

附属書 6：甘味料の採択済み条項、条項案及び条項原案についての検討

(経緯)

GSFA Table 1 及び 2 の注釈 161¹²に関連する甘味料については、GSFA 前文 3.2 の「消費者を誤認させない (does not mislead the consumer)」等の文言から、エネルギーが削減された又は砂糖が不使用の食品への使用のみに認めるべきという観点と、貿易上の障壁とならないよう、使用実態があり、技術的正当性に関する情報が提供された食品分類については柔軟な使用を認めるべきという観点があり、CCFA の長年の懸案事項となっていた。

第 51 回 CCFA において、注釈 161 の代替となる注釈の文言に合意し、検討中の甘味料の条項案について、GSFA に関する電子作業部会で検討することに合意した。また、アリテーム (INS 956)、アセスルファムカリウム (INS 950) 及びサッカリン類 (INS 954(i)～(iv)) について現在の食品中の最大濃度では摂取量に懸念があるという意見が出たことから、アリテームに関しては全ての合意された添加物条項について、アセスルファムカリウムに関しては食品分類 14.1.4 及び 14.1.5 について、サッカリン類に関しては食品分類 14.1.4 について、検討を行うことが合意された。また、電子作業部会では、そのほかの甘味料の規格案又は原案についても議論した。

今回合合では、各国から提供された食品添加物の使用実態及び技術的正当性に関する情報等に基づき、電子作業部会がとりまとめた食品添加物条項案及び原案について議論を行う予定である。

なお、アセスルファムカリウム及びサッカリン類については附属書 B で、食品分類 14.1.5 (コーヒー、コーヒー代用品、茶、ハーブティー、及びココアを除くその他の穀物及び穀粒ホットドリンク) に使用される Table 3 甘味料については附属書 C で、電子作業部会に提出されたコメント及び 6 月に開催されたバーチャル作業部会の報告書をもとに議論される予定である。

(対処方針)

我が国から提案したアドバンテーム (INS 969) の食品添加物条項が議論される予定

¹² Subject to national legislation of the importing country aimed, in particular, at consistency with Section 3.2 of the Preamble.

である。また、その他の食品添加物についても、電子作業部会において我が国から使用実態及び技術的正当性に関する情報を提供している。提出した情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

附属書 7：食品分類 05.0、13.6、14.0 及びそのサブカテゴリー（14.1.2、14.1.3 及び 14.2.3 並びにそのサブカテゴリーを除く）に使用される、注釈 161 が付いている着色料の採択済み条項及び条項案

（経緯）

第 51 回 CCFA において、食品分類 05.2（あめ等の菓子類）、05.3（チューインガム）、05.4（デコレーション等）に使用する着色料の条項案の検討が行われた際、既に採択された着色料の規格について検討していなかったことから、第 52 回 CCFA に向けた電子作業部会において検討を行うことで合意した。

今回合合では、各国から提供された食品添加物の使用実態及び技術的正当性に関する情報等に基づき、電子作業部会がとりまとめた食品添加物条項案及び原案及び 6 月に開催されたバーチャル作業部会の報告書に基づいて議論を行う予定である。

なお、食品分類 14.1.4（「スポーツ」、「エネルギー」、又は「電解質」飲料及び粒子を含む飲料などの水を主原料とする香料入り飲料）に使用する着色料については附属書 B で、電子作業部会に提出されたコメントを踏まえて再検討を行った内容が議論される予定である。

（対処方針）

電子作業部会において我が国から食品添加物の使用実態及び技術的正当性を提供している。提出した情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

附属書 A：附属書 4 からの GSFA 条項案及び原案の再回付：食品分類 04.1.1.2（表面処理した生鮮果実）及び 04.2.1.2（表面処理した生鮮野菜）に光沢剤・被覆剤・ワックスとして表面処理のために使用される添加物

（経緯）

本附属書標題の事項については、電子作業部会の報告である附属書 4 の作成時点で、食品添加物の使用に関する技術的正当性の情報が提供されていなかったことから、再度、各国に対して情報提供が要請された。

今回合合では、各国から提供された技術的正当性の情報等に基づき、電子作業部会がとりまとめた食品添加物条項案及び原案及び 6 月に開催されたバーチャル作業部会の報告書に基づいて議論を行う予定である。

（対処方針）

各国から提供があった食品添加物の使用の技術的正当性の情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。なお、我が国の関係業界からは、

表面処理した生鮮果実や生鮮野菜に、本附属書で議論される食品添加物を使用している実態はないと報告を受けている。

附属書B：附属書6及び7からのGSFA条項案及び原案の再回付：食品分類14.1.4（表面処理した生鮮果実）及び14.1.5（表面処理した生鮮野菜）に使用されるアセスルファミカリウム（INS 950）、食品分類14.1.4に使用されるサッカリン類（INS 954(i)～(iv)）並びに食品分類14.1.4及びその下位分類に用いられる着色料（経緯）

本附属書標題の事項については、電子作業部会の報告である附属書6及び7の作成時点において、さらに電子作業部会で議論することで部会での合意形成に役立つと考えられる添加物条項について、再度、各国に対してコメントが求められた。一部の作業部会メンバーからは一部の添加物に対して推計摂取量がADIを超過する懸念が示された一方、別のメンバーからはrefined Budget Methodと呼ばれる手法で算出された推計摂取量の情報が提供された。このため、JECFAに対し、懸念が示された添加物についての暴露評価の実施及びrefined Budget Methodの妥当性について質問することとされた。

今回合合では、JECFAへの質問内容に加え、各国から提供された技術的正当性の情報等に基づき、電子作業部会がとりまとめた食品添加物条項案及び原案及び6月に開催されたバーチャル作業部会の報告書に基づいて議論を行う予定である。

（対処方針）

安全な食品添加物の使用を確保するため、CCFAがJECFAにアセスルファミカリウム、サッカリン類の食品由来の摂取量推定を依頼することを支持する。また、Refined Budget Methodに基づく摂取量推定が科学的に妥当かどうかJECFAに質問することを支持する。

その他の添加物については、電子作業部会において我が国から食品添加物の使用実態及び技術的正当性を提供している。提出した情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

附属書C：附属書6からのGSFA条項案の再回付：食品分類14.1.5（コーヒー、コーヒー代用品、茶、ハーブティー、及びココアを除くその他の穀物及び穀粒ホットドリンク）に使用されるTable 3甘味料

（経緯）

本附属書標題の事項については、電子作業部会の報告である附属書6の作成時点で緩下作用を考慮すべきとのコメントが寄せられたことから、再度、各国に対して回付された。一部の作業部会メンバーは、JECFAでの評価を踏まえてTable 3に記載されていること等を理由に、GMPの下で扱うことを支持した一方、別のメンバーからは、JECFAからのTable 3に対する推奨事項（仮議題3(a) 第87回JECFA会合参照）等を理由に、GMPは適切ではないと主張した。このため、6月に開催されたバーチャル作業

部会において、JECFA の評価で緩下作用が指摘されている添加物については JECFA に照会することとされた。

今回合合では、各国から提供された技術的正当性の情報等に基づき、電子作業部会がとりまとめた食品添加物条項案及び原案及び 6 月に開催されたバーチャル作業部会の報告書に基づき議論を行う予定である。

(対処方針)

電子作業部会において我が国から食品添加物の使用実態及び技術的正当性を提供している。提出された情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

附属書 D: 食品分類 01.0 (食品分類 02.0 の製品を除く乳製品及び類似製品)、02.0 (油脂及び脂肪エマルジョン) 及び 03.0 (シャーベット及びソルベを含む食用氷) 並びにその下位分類に使用される着色料の、注釈 161 が付いている採択済み条項並びに条項案及び原案

(経緯)

本附属書標題の事項については、COVID-19 による第 52 回 CCFA の延期に伴い、Codex における作業への影響を最小限に留めるため、今年の電子作業部会において新たに作業を行うこととされた。

今回合合では、各国から提供された技術的正当性の情報等に基づき、電子作業部会がとりまとめた食品添加物条項案及び原案及び 6 月に開催されたバーチャル作業部会の報告書に基づき議論を行う予定である。

(対処方針)

電子作業部会において我が国から食品添加物の使用実態及び技術的正当性を提供している。提出された情報等に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう適宜対処したい。

仮議題 5 (b). 食品添加物に関する一般規格 (GSFA) : 食品添加物条項の新規/改訂の提案 (CL 2019/40-FA 及び CL 2020/36-FA への回答)

(経緯)

食品添加物条項の新規/改訂の提案に関する回付文書に対して各国から提出された食品添加物条項の新規提案又は改訂案について、GSFA に関する物理的作業部会での検討結果に基づき、GSFA 規格策定プロセスに含めるか検討を行う予定である。

今回合合では、各国からの提案に基づき、コーデックス手続きマニュアルの「GSFA における食品添加物条項の新規登録及び改訂の検討に関する手順」で示された規準に照らして、必要な情報が含まれているか検討を行い、妥当であれば GSFA の規格策定プロセスに含める予定である。

(対処方針)

規格の新規提案に必要な情報が揃っているものについては、規格の新規／改訂の提案を支持する立場で適宜対処したい。

仮議題 5(c)．注釈 161 に関連する甘味料の関連条項に関する継続討議

(経緯)

第 51 回 CCFA までの経緯については仮議題 5 (a) 附属書 6 を参照。

第 51 回 CCFA では、注釈 161 の代替となる注釈の文言並びに、注釈 161 を付している一部の食品分類について、注釈 161 の代替注釈への改正に合意した。また、同会合での議論を踏まえ、第 52 回 CCFA に向けて電子作業部会（共同議長：EU、米国）を立ち上げ、以下について検討することで合意した。

a) 下記食品分類の注釈 161 が付されている添加物条項についての検討

- ・CX/FA 19/51/10（第 51 回 CCFA の討議文書）のリスト V（食品分類 05.3（チューインガム）を除く）及び X の食品分類について、注釈 161 の代替となる注釈の勧告
- ・CX/FA 15/47/13（第 47 回 CCFA の討議文書）のリスト W、Z 中の食品分類について、甘味料又は風味増強剤（flavour enhancer）としての技術的正当性の検証並びに注釈 161 の代替となる注釈又は条項の廃止・検討中止についての勧告
- ・CX/FA 15/47/13 でリストされていなかった可能性のある食品分類の添加物条項のうち、注釈 161 が付されている、採択済み条項及び検討中の条項案について、甘味料又は風味増強剤の使用の技術的正当性の検証並びに注釈 161 の代替となる注釈又は条項の廃止・検討中止についての勧告

b) 甘味料又は風味増強剤の食品分類 07.1（パン並びに通常のベーカリー製品及びミックス）、12.2（香味料及び調味料）、12.3（食酢）への使用に関する技術的正当性の検証並びに注釈 161 の代替又は条項の廃止・検討中止についての勧告

今回会合では、各国から提出された使用実態や技術的正当性の情報等に基づき、電子作業部会が取りまとめた食品添加物条項案及び 6 月に開催されたバーチャル作業部会の報告書に基づき議論される予定である。

(対処方針)

電子作業部会において、注釈 161 が付されている食品分類について、我が国の使用実態を提出している。我が国の関係業界から提出された情報が規格に反映されるよう、適宜対処したい。

仮議題 5(d)．硝酸塩及び亜硝酸塩に関する入手可能なデータについての情報 (CL 2019/49-FA への回答)

(経緯)

第 51 回 CCFA までの経緯については仮議題 5 (a) 附属書 5 を参照。

硝酸塩・亜硝酸塩の含有実態、摂取量等のデータについて、回付文書への各国の回

答を基に、JECFA へリスク評価を依頼することの必要性についての検討が行われる予定である。

(対処方針)

各国のデータを踏まえ、JECFA による再評価に必要なデータがあると言えるか検討することを支持して差し支えない。なお、我が国からも食品、飲用水中の硝酸塩の含有実態等について情報を提供している。

仮議題 6. 食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の改訂原案

(経緯)

CCFA は、国際的な調和の観点から各国での使用実態に基づき、食品添加物毎に物質名の代替として用いる番号を付与し、食品中での機能分類及び技術的目的をまとめて、食品添加物の国際番号システム (INS) に関するガイドライン (CXG 36-1989) に記載している。なお、当該ガイドラインに掲載されている食品添加物には、JECFA の評価を受けていないものも含まれている。

前回会合において、電子作業部会（議長国：ベルギー、共同議長国：イラン）を設置し、INS の変更／追加に関する各国の提案を検討することで合意された。また、前回会合の中で、INS 番号の再使用によって混乱が生じうる懸念が提起されたことを受け、削除した INS 番号を追跡する方策を策定することについても検討することで合意した。

今回会合では、コーデックス事務局からの回付文書に対して各国から提案があった INS の変更又は追加及び INS 番号を追跡する方策について、電子作業部会における検討結果に基づき議論を行う予定である。

(対処方針)

適宜対処したい。

仮議題 7. JECFA による評価のための優先物質リストの追加及び変更の提案 (CL 2019/41-FA 及び CL 2020/37 への回答)

(経緯)

CCFA は毎年、各国からの提案に基づき、データの提供可能性等を考慮して、JECFA による評価のための食品添加物の優先リストを作成し、JECFA に評価を依頼する物質を選定している。

今回会合では、コーデックス事務局からの回付文書に対して各国から提案があった食品添加物及び加工助剤について、JECFA による評価のための食品添加物の優先リストに掲載すべきか議論する予定である。

(対処方針)

JECFA による評価のための食品添加物の優先リストへの追加及び変更に当たって必要な情報が提供されており、JECFA へのデータの提供可能性が確認されたもののみが

当該リストに含まれるよう適宜対処したい。

仮議題 8. 関連食品規格の非記載の方針に関連した GSFA オンラインシステムの状況及び分析

(経緯)

採択された食品添加物条項については、PDF ファイルと検索機能のあるオンラインシステム (GSFA online) がコーデックス委員会のウェブサイトで利用可能であり、いずれも GSFA のデータベースから作成されている。

第 50 回 CCFA において、Table3 の 5 番目のカラム (Specific allowance in the following commodity standards) について、特定の添加物のみの使用を認める個別食品規格の番号だけを記載すること (Table3 の添加物全て又は特定の機能分類を持つ Table3 の添加物全てを使用可能としている個別食品規格の番号は記載しない) 等が承認されたが、GSFA データベースからオンラインシステムと PDF を作成する過程の技術的問題から、承認事項の実行を延期していた。

第 51 回 CCFA において、Table3 への添加物の掲載手続きについて、「JECFA が ADI を” 特定しない” と評価し仕様書を作成済みであり、かつ、INS 番号と機能分類がある場合は、Table 3 の添加物の承認を加速化するため、当該添加物条項の原案をステップ 3 として議題 3(a) で取り扱う」と変更することに合意した。しかし、上記の技術的問題が解決していなかったことから、第 51 回 CCFA は、第 50 回 CCFA で決定した事項の適用を延期することに合意した。

今回合意では、コーデックス事務局から対応の進捗が報告され、この中で(i)GSFA データベースからのオンラインシステム及び PDF の生成に関する問題は解決し、第 50 回 CCFA で合意された事項も既に反映されていること、(ii)第 51 回 CCFA で合意された Table 3 添加物承認加速化のための手続きを実行すること、(iii)特定の機能の添加物の使用を認めている規格の番号を Table 3 の 5 番目のカラムから削除することが、第 52 回 CCFA に対して勧告されている。

(対処方針)

第 51 回 CCFA で合意された手続きの見直しについては、Table3 への添加物の追加手続きの加速につながる取組みであることから、実施を支持したい。作業文書で提案されている Table 3 の 5 番目のカラムから規格の番号を削除することは、第 50 回 CCFA で合意した事項と整合しており、勧告を支持する立場で適宜対処したい。

コーデックス委員会 第52回食品添加物部会について

食品添加物部会（CCFA）①

- ホスト国（議長国）：中国
- 最近の開催状況：例年 3 月頃に開催



- ・ COVID-19の影響で2020年 3 月の開催を延期
→作業部会等での検討を継続・追加の検討を実施
- ・ 2021年 6 月に電子的作業部会（EWG）を開催
- ・ 2021年 9 月にCCFAのバーチャル会合を開催（本部会のバーチャル会合は初）



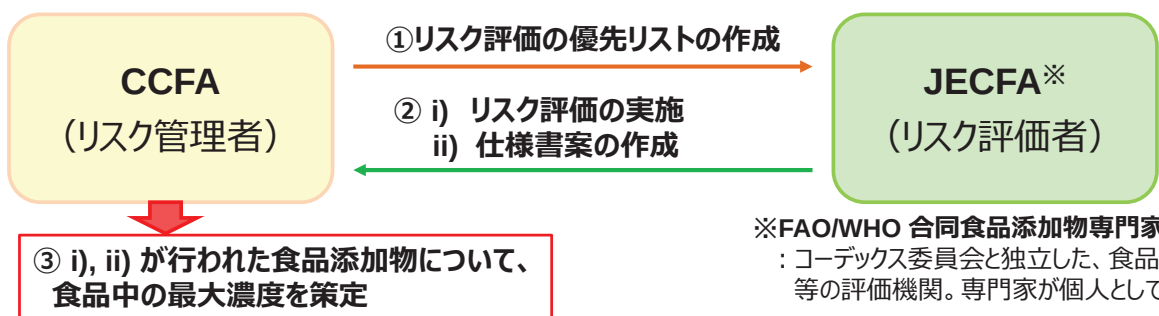
- CCFA の Terms of Reference (TOR)
 - a. **食品添加物の食品中の最大濃度**の設定／承認
 - b. リスク評価の優先リストの作成
 - c. 食品添加物の機能分類の指定
 - d. 食品添加物の仕様書の勧告
 - e. 食品中の食品添加物の分析法の検討
 - f. 食品添加物の表示に関する事項など関連する規格の検討

3

食品添加物の食品中の最大濃度の設定プロセス①



- CCFA におけるリスクアナリシス



【リスク評価の優先リスト】（関連する主な議題：議題 7）

- CCFAは会合毎に、各国からの提案に基づき、JECFAにリスク評価を依頼する物質を選定し、リスク評価の優先リストを作成

【基本的な対処方針】

- JECFAによる評価に必要なデータ等の提供可能性が確認されたもののみが当該リストに含まれるように対応

4

食品添加物の食品中の最大濃度の設定プロセス②

【食品添加物のリスク評価】（関連する主な議題：議題3(a)）

- JECFAにおいて、**毒性評価**（許容一日摂取量（ADI）の設定）・**暴露評価**（1日当たりの摂取量を推計）・**リスク評価**（ADIと推定摂取量の比較から、人の健康影響の有無を判断）を実施
- 評価に必要なデータ等が不足している場合は、追加データの提出等について勧告

【食品添加物の仕様書案】（関連する主な議題：議題3(b)）

- JECFAにおいて、食品添加物の**同一性及び純度に関する仕様書**の原案を作成（作成される仕様書は、最終的にコーデックスの仕様書としてコーデックス総会が採択）

【基本的な対処方針】

- JECFAでリスク評価、仕様書原案の作成が行われた食品添加物については、コーデックス基準等に適切に反映されるよう対応
- データ提出等の勧告がなされた食品添加物については、適切なデータの収集・提供等がなされ、JECFAで必要な検討が十分に行われるよう対応

5

食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA）

【GSFA】（関連する主な議題：議題5(a)~(d)）

- 食品添加物、ADI等の用語の定義、食品添加物使用の一般原則、食品へのキャリーオーバーの適用条件、**食品添加物ごとの食品中の最大濃度**等（食品添加物条項）を規定
- Codex規格の一つであり、**SPS協定上の国際規格**
⇒加盟国での**規格策定時に整合する必要がある**
（より厳しい規格を策定する場合、科学的正当性の証明が必要）
- コーデックスにおいて、食品添加物について**唯一の参照すべき基準**
- 食品添加物条項は、JECFAの評価結果を基に、各国・関連するコーデックス部会等から提供された情報を踏まえて、**使用が正当と確認されたもの**について規定

【基本的な対処方針】

- 各国・関連部会等から提供された情報に基づき、適切な食品添加物条項が策定されるよう対応
- 我が国から技術的正当性等の情報を提出した食品添加物については、提供した情報に基づいて食品添加物条項が策定されるよう対応

6



【GSFAの構成】

①前文

対象範囲、用語の定義、食品添加物使用の一般原則等を記載

（例：食品添加物の定義）

1. 通常はそれ自体は食品／食品原材料でない
2. 食品の製造等において目的をもって意図的に添加する
3. それ又はその副産物が食品に残留し、食品の特性に影響する
4. 汚染物質・栄養目的で添加するものは含まない

②付属文書

A 食品中の最大濃度検討のためのガイドライン

B 食品分類システム*一覧表

*国際的に流通する全食品を分類。最大濃度の規定に使用

C コーデックス食品規格と食品分類システムの相互参照表

③食品添加物条項

表1～3，表3の付表



【食品添加物条項の構成】

表1 食品添加物の名称の順に、食品分類ごとの最大濃度等を掲載

表2 食品分類の順に、食品添加物ごとの最大濃度等を掲載

※JECFAでグループとして評価された品目群は、グループとして規定

表3 適正製造規範（GMP）下で使用が許容される食品添加物
（食品添加物の名称の順）

←JECFAが「ADIを特定しない」と評価した場合に掲載

表3の付表：表3に掲載された食品添加物であっても、必ずしもGMP下での使用が許容されない食品分類の表
（使用には表1，2に最大濃度等の規定が必要）

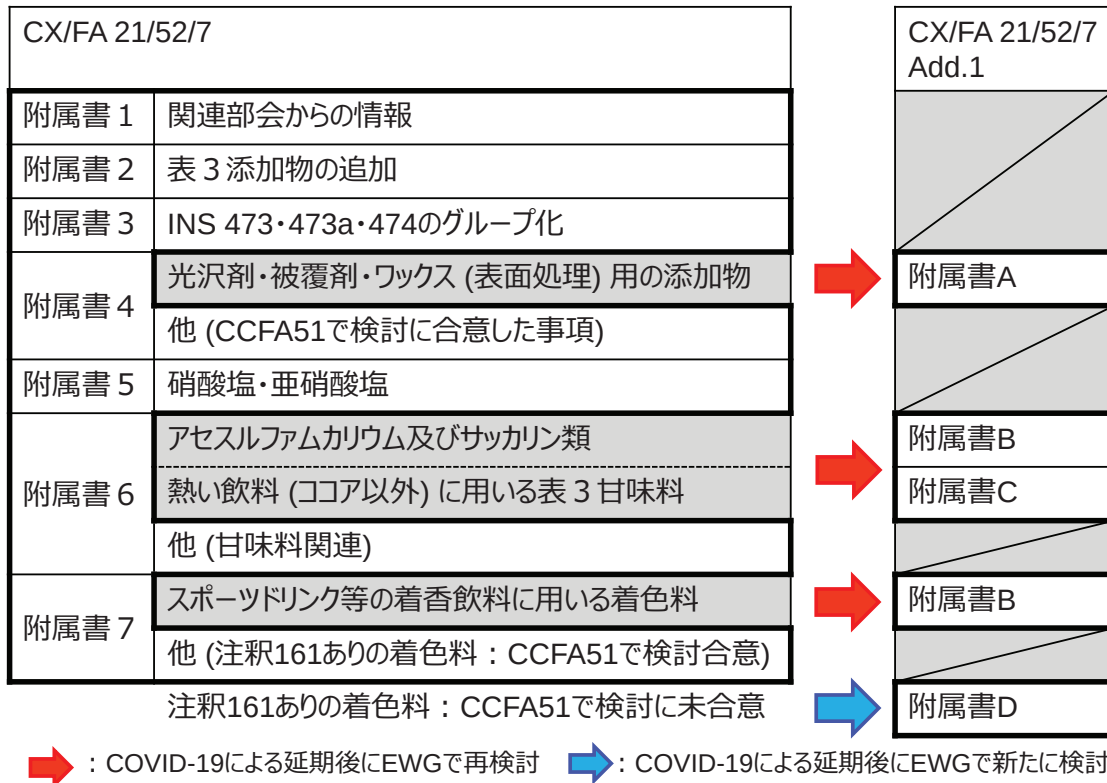
【食品添加物条項の主な記載事項】

- (1) 機能分類（例：着色料、乳化剤など）
- (2) 食品中の最大濃度〔表1・2〕
- (3) 国際番号システム（INS）の番号





【CCFA52：議題5(a)関連資料の対応関係】



GSFAと個別食品規格の整合①



【個別食品規格の食品添加物条項】（関連する主な議題：議題 4 (a)）

- 個別食品規格における食品添加物（加工助剤を含む）の条項は、全てCCFAの承認を受けることが必要（コーデックス手続きマニュアルに規定）
- CCFAは、JECFAの評価結果に照らして、食品添加物条項案が妥当か否かを検討
- 該当食品への食品添加物使用の正当性は、各規格を検討する部会が検討

(参考) 個別食品規格の基本フォーマット

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 規格の名称 | 6. 汚染物質規格 |
| 2. 範囲 | 7. 衛生規格 |
| 3. 食品の定義 | 8. 重量 |
| 4. 必須構成成分及び品質規格 | 9. 表示 |
| 5. 食品添加物規格 | 10. 分析・サンプリング法 |

【基本的な対処方針】

- 個別食品部会等から提案された食品添加物及び加工助剤の条項のうち、承認に十分な情報が提供されたものについて、CCFAで承認されるよう対応

GSFAと個別食品規格の整合②

【GSFAと個別食品規格の整合】（関連する主な議題：議題 4 (b)）

- GSFAと個別食品規格の食品添加物条項には不整合がある
 - 理由 1：GSFAの食品分類は、個別食品規格がカバーしていない食品を含む
 - 2：個別食品規格の対象食品に、GSFAの複数の食品分類を含む場合がある
 - 3：個別食品規格の策定期間が古い

⇒CCFAにおいてWGを設置して、両者の整合をとるために作業中

（例A：個別食品規格から個々の添加物の記載を削除し、GSFAを参照する文章を追加

B：個別食品規格で使用が認められていない食品添加物に対して、GSFAの表に「該当規格の対象食品を除く」旨の注釈を追加）

【基本的な対処方針】

- GSFAを「食品添加物について唯一の参照すべき基準」とするため、個別食品規格の食品添加物条項とGSFAの関連条項が整合するよう対応

11

参考情報（GSFAと個別食品規格の整合の例）

個別食品規格：コショウの規格（CXS 326-2017）

4. FOOD ADDITIVES

Preservatives used in accordance with Tables 1 and 2 of the General Standard for Food Additives (CXS 192-1995) in food category 12.2.1 (Herbs and spices) are acceptable for use in green peppers only conforming to this standard.

The following additive is permitted for use in Green Peppers only.

Table 6 – Food Additive

・具体的な食品添加物の記載
⇒GSFAを参照する記載に変更

GSFA：表 1

Food category 12.2 Herbs, spices, seasonings and condiments (e.g. seasoning for instant noodles)

Acesulfame Potassium: Functional Class: Flavour enhancer, Sweetener					
INS 950					
Food category No	Food category	Max level	Step/Year Adopted	Notes	
12.2	Herbs, spices, seasonings and condiments (e.g. seasoning for instant noodles)	2000	2008	161, 188, XS326, XS327	Adopt

・食品規格が認めてない機能分類
⇒「当該規格の対象食品を除外」という注釈を追加

XS326: Excluding products conforming to the Standard for Black, White and Green Peppers (CXS 326-2017).

12

参考情報（整合に関するWGで浮上した課題①）

○課題 1：表 3 に関する課題

（例）表 3（抜粋）

INS No	Additive	Functional Class	Year Adopted	Specific allowance in the following commodity standards ¹
282	Calcium propionate	Preservative	1999	

表 3 の付表（抜粋）

Category Number	Food Category
01.4.2	Sterilized and UHT creams, whipping or whipped creams, and reduced fat creams (plain)
01.6.3	Whey cheese

食品分類01.6.2.1は表 3 の付表に無く、プロピオン酸カルシウムはGMP下で使用できる（表 1・2 には掲載されない）はずだが、

表 1（抜粋）

CALCIUM PROPIONATE					
FoodCatNo	FoodCategory	MaxLevel	Notes	Year Adopted	
01.6.2.1	Ripened cheese, includes rind	GMP	3, EE, XS269, XS274, XS276, XS277	2019	

表 1 のプロピオン酸カルシウムの規定には、食品分類01.6.2.1が含まれている。

←注釈を記載する必要があるため

⇒不整合の解消のため、表 3 に注釈を記載する項目を新設することを提案

13

参考情報（整合に関するWGで浮上した課題②）

○課題 2：個別食品規格とGSFA食品分類システムの相互参照表に関する課題

個別食品規格とGSFA食品分類システムの相互参照表（抜粋）

Standard No	Codex Standard Title	Food Cat. No.
221-2001	Unripened Cheese, including Fresh Cheese	01.6.1
283-1978	Cheese (ripened, including mould ripened)	01.6.2.1
283-1978	Cheese (unripened, including fresh cheese) – See also CODEX STAN 221-2001	01.6.1

食品分類01.6.1と関連付けられているチーズの一般規格（CXS 283）だが、

CXS 283-1978（抜粋）

4. FOOD ADDITIVES

Only those food additives listed below may be used and only within the limits specified.

Unripened cheeses

As listed in the Group Standard for Unripened Cheese Including Fresh Cheese (CXS 221-2001).

該当食品（Unripened cheeses）についてはその規格（CXS-221）を参照している。（相互参照表に既に記載されている）

⇒参照表から食品分類01.6.1とCXS 283の対応を削除することを提案

14



【INS】（関連する主な議題：議題 6）

- **各国で使用されている食品添加物に番号を付け**、機能分類・技術的目的とともにリスト化（関連ガイドライン（CXG 36-1989）に掲載）
※JECFAで未評価／GSFAに未掲載の食品添加物も含む
- 番号は食品添加物の機能分類に応じて付与
（例：着色料 → INS番号100～199）
- 各国からの提案に基づき、食品添加物、機能分類等の追加・修正を実施

（リストの改訂例：下線部を追加）

INS No.	Name of food additive	Functional class	Technological purpose
<u>163(xi)</u>	<u>Butterfly Pea Flower Extract</u>	<u>Colour</u>	<u>Colour</u>
<u>183</u>	<u>Jagua (genipin-glycine) blue</u>	<u>Colour</u>	<u>Colour</u>
301	Sodium ascorbate	Antioxidant_ <u>Flour treatment agent</u>	Antioxidant <u>flour treatment agent</u>

食品添加物の追加

機能分類・技術的目的の追加

【基本的な対処方針】

- 各国の提案内容に基づき、適切なリストが作成されるよう対応。

15

GSFAオンラインシステム



【GSFAオンラインシステム】（関連する主な議題：議題 8）

- **コーデックスで採択された添加物条項を、コーデックス委員会のウェブサイト上で、PDFと検索機能のあるオンラインシステム（GSFA online）として公開**
- 両者はいずれもGSFAのデータベースから作成している
- CCFA50、CCFA51においてGSFAの表 3 の内容変更・掲載手続きの見直しが合意
→データベースからPDF・GSFA onlineの作成過程に技術的問題があり、実行を延期
- CCFA52では**上記の問題が解決し、合意内容の一部を反映したことを報告予定**

【基本的な対処方針】

- 実行が延期されている手続きの見直し等について、掲載手続きの加速につながる取組みであることから、実施を支持する立場で対応。
- 表 3 の内容変更で未反映の事項についても、過去の会合の合意事項に基づいて反映することを支持する立場で対応。

16

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 46 回食品表示部会

日時：2021 年 9 月 27 日（月）～10 月 1 日（金）、7 日（木）

場所：バーチャル会合（議長国：カナダ）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO と WHO の関心事項
4	コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）
5	卸売用食品の容器の表示に関するガイダンス案（ステップ 7）
6	包装の前面の栄養表示（FOPNL）に関するガイドライン原案（ステップ 4）
7	インターネット販売/e-コマースに関するガイドライン原案（ステップ 4）
8	アレルギー表示（ステップ 4）
9	技術革新を利用した食品表示（討議文書）
10	アルコール飲料の表示（討議文書）
11	詰め合わせ包装食品の表示（討議文書）
12	CCFL の将来の作業及び方向性
13	CCFL の作業の評価及び優先順位付けのためのアプローチ及び基準
14	他の事項
15	次回会合の日程及び開催地
16	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 46 回コーデックス食品表示部会の主な検討議題（案）

日時：2021 年 9 月 27 日（月）～10 月 1 日（金）、7 日（木）

場所：バーチャル会合（議長国：カナダ）

主要議題の検討内容**仮議題 2：コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項**

（経緯）

第 43 回総会において、ステップ 8 の食品関連事業者のための食品アレルギー管理に関する実施規範案が採択された。

第 42 回総会において、栄養・特殊用途食品部会（CCNFDSU）で実施されていたトランス脂肪酸のフリー強調表示案の作業を中止することとなり、また、トランス脂肪酸のリスクに対処するため、CCFL や油脂部会（CCFO）等においてリスク管理の選択肢を検討すべき旨付言された。

第 41 回 CCNFDSU は、フォローアップミルクの基準の見直しについて、CCFL に報告すること等で合意した。

（対処方針）

適宜聴取及び情報収集のうえ、対応したい。

仮議題 3：FAO と WHO の関心事項

資料未着につき、資料を確認した上で議論に対応したい。

仮議題 4：コーデックス規格案における表示事項の検討（承認）

（経緯）

アフリカ地域調整部会（CCAFRICA）のキャッサバベース発酵食品の地域規格案、グネツム生鮮葉の地域規格案、乾燥肉の地域規格案、北米及び南西太平洋地域調整部会（CCNASWP）のノンフルーツジュースの地域規格案、水と調整した飲用キャバ製品の地域規格、生鮮野菜・果実部会（CCFFV）のキウイフルーツ規格案、ニンニク規格案、ジャガイモ規格案、ヤム規格案、近東地域調整部会（CCNE）の混合ザーター地域規格案、CCNFDSU のフォローアップフォーミュラの変更規格案、簡易治療食品のガイドライン案、加工果物・野菜部会（CCPFV）のコチュジャン規格案、チリソース規格案、マンゴーチャツネの変更規格案、ドライフルーツ一般規格案、缶詰ミックスフルーツ一般規格案、スパイス・調理用ハーブ部会（CCSCH）の乾燥オレガノ規格案、乾燥根・リゾーム・球根規格案、乾燥クローブ花部規格案、乾燥バジル規格案、乾燥ナツメグ種規格案の表示事項について、

検討及び承認を求められている。

(対処方針)

関係部会から提示された案については、承認を支持して差し支えない。

仮議題 5：卸売用食品の容器の表示に関するガイダンス案（ステップ 7）

(経緯)

第 43 回部会において、インドを議長国、米国及びコスタリカを共同議長国とした電子作業部会（EWG）を通じて、卸売用食品の包装の表示に関するガイダンスに係る新規作業を開始することとなった。これに続けて、第 44 回及び前回（第 45 回）部会において、ガイダンス原案についての議論が行われ、第 42 回総会において、ステップ 5（規格案）として承認された。

その後、回付文書（CL）プロセスを通じてメンバーから提出された意見を踏まえインド及びカナダ（CCFL 事務局）が改定したガイダンス案について、今次部会においては、ステップ 8 に進めて良いかどうか、規格とすべきかガイドラインとすべきか等を検討する予定である。

(対処方針)

現在のガイダンス案であれば、我が国の卸売用食品の表示の在り方と大きな相違はないと考えられるが、各メンバーの意見を注視しつつ、我が国の事業者間取引に支障がないよう適宜対応したい。

仮議題 6：包装の前面の栄養表示（FOPNL）に関するガイドライン原案（ステップ 4）

(経緯)

第 43 回部会においてコスタリカより、本作業は消費者が包装の前面に記載された簡易かつ科学的根拠に基づく情報により、適切な商品選択に資することを目的としており、国際食品貿易の促進の面でも必要であるとの説明があった。多くの国、FAO 及び WHO から新規作業を進めることが支持された。また、WHO から、各国における包装の前面の栄養表示に関する調査を実施中であり、有益な情報提供ができる旨の発言もあった。議論の結果、コスタリカを議長国、ニュージーランドを共同議長国とする EWG を設置し、WHO の作業を考慮した討議文書を準備し、議論することとなった。

第 44 回部会では、EWG が取りまとめた、一部の国で使用されている包装の前面の栄養表示の調査結果に基づくプロジェクトドキュメント案が提出され、包装の前面に記載される簡易な栄養表示の使用に関するガイダンスの作成に係る新規作業を総会に諮ることに合意した。また、総会での承認を前提に、原案策定

のための EWG(コスタリカを議長、ニュージーランドを共同議長)の設置に合意した。

第 45 回部会では、EWG が策定したガイドライン原案が提出され、検討が行われたものの、当該ガイドラインの範囲、定義、一般原則等は意見が分かれた。FOPNL システムを検討するためのその他の観点については、今回は議論されなかったが、ガイドラインの範囲から外れている可能性があるため、今後検討が必要とされた。また、EWG を設置して、回付文書に対するコメントや今回の意見をまとめたものの文書を作成し、再度コメントを求めることとなった。

今次部会では、EWG が策定したガイドライン原案のすべてのセクションを検討することや栄養表示に関するガイドライン(CXG 2-1985)の第 5 条「補助栄養情報」、栄養表示ガイドライン(CXG 2-1985)の附属書、または独立文書の一部と位置付けるかどうかを検討する予定である。

(対応方針)

我が国においては FOPNL が現状において任意であることや国内における実行可能性を踏まえ、ガイドラインについては、各国や地域のニーズに応じた、柔軟性が確保されることが重要であるとの立場で対応したい。

仮議題 7：インターネット販売/e-コマースに関するガイドライン原案 (ステップ 4)

(経緯)

第 44 回部会において、英国が、昨今のインターネット販売が増加していることを理由に、インターネット販売における食品表示の必要性について発議。日本のほか、EU、米国、セネガル、ナイジェリア、豪州等多数の国が支持した。これを受け、英国と共に、チリ、インド、ガーナ及び日本が討議文書の準備を行うこととなった。

前回部会において、インターネット販売/e コマースに関する新規作業を開始することとなり、第 42 回総会でも承認された。また、英国、チリ、ガーナ、インド及び日本の共同議長により、今次部会において議論する規格原案を準備するため、EWG を設置することで合意。2019 年から 2021 年にかけて 3 回の EWG 協議が行われるとともに、CCFL の延期により発生した期間を利用して、CL プロセスを通じた議論も行われた。

今次部会では、EWG が策定したガイドライン原案の内容について、ステップ 5 に進めるべきか等も含めて検討する予定である。

(対処方針)

今次部会の主要な論点は、最短保持期限に係る規定やセクション 4 及び 5 の

代替テキスト案となると見込まれるところ、令和２年度に消費者庁が実施した「ＥＣサイト食品表示実証モデル構築事業」を通じて得られた考察を踏まえて、ガイドライン原案における規定が我が国における消費者ニーズと事業者の実行可能性の双方に配慮したものとなるよう、適宜対応したい。

（参考）現在のガイドライン案におけるセクション４・５の規定、及びその代替案（仮訳）

４．ｅコマースを通じて販売される包装済み食品に要求される情報

GSLPF(CXS 1-1985) のセクション４、５において特定されている情報は、可能な限りいつでも、ｅコマースでの販売時点に先がけて、ｅコマースを通じた販売のために提示された包装済み食品の製品情報ページまたはその他の主要な消費者向けのバーチャル画面に示されなければならない。ただし、個別のコーデックス基準に明示的に規定されている範囲と、このガイダンスのセクション５（「食品情報要求の免除」）に別途規定されている範囲を除く。

ある状況下では、上述の要求について、販売する際に、製品情報のページで正確な情報を提供することが不可能かもしれない。これには、レシピの調整の進行によって、原材料が製品ページで提供されているものからわずかに変わる可能性がある場合を含む。このような場合、製品が配達されたら、正確な食品情報を得るために製品のラベルを確認するように消費者に対して警告を与える必要がある。

消費者へ販売される包装済み食品は、最短保持期限を設けることが奨励されており、製品情報ページに表示される必要がある。その際には、それが保証期間なのか予想又は平均期間なのかを明確にしなければならない。

ｅコマースを通じた販売によって提供される食品は、栄養表示ガイドライン（Guidelines of Nutrition Labelling(CXG 2-1985)）によって明示的に規定されている範囲を除いて、ｅコマース販売の時点に先がけて、栄養表示ガイドラインのセクション３に即して栄養成分情報を提示しなければならない。

５．ｅコマースを介して販売される包装済み食品における食品情報要求の免除

ｅコマースを介した販売で製品が提示される時、以下の情報は包装済み食品の情報要求から免除される。

５.１ 期限表示

GSLPF (CXS 1-1985) のセクション 4.7.1 に示されているとおり。ただし、配達時点から適用される最短保持期間の提示が推奨される。

５.２ ロット識別

GSLPF (CXS 1-1985) のセクション 4.6 に示すとおり。

セクション 4・5 の代替案

- 4.1 包装済み食品のラベルまたは関連する表示で提供する必要のある情報は、e-コマースで販売されるときに、個別のコーデックス基準に明示的に規定されている範囲を除いて、包装済み食品のデジタル製品情報ページにおいて提供されなければならない。これには次のような情報も含まれる。
 - ・ GSLPF (CXS 1-1985) のセクション 4 及び 5 において示されている、4.6 及び 4.7.1 で求められる情報を除いた情報
 - ・ そのほかの関連したコーデックス文書によって求められている必須情報
- 4.2 e-コマース販売を通じて提供される包装済み食品の組成が、同様の機能を果たす原材料への代替によってわずかに変動する場合、デジタルの製品情報シートにおいて、代替原材料が言明されていることを明確にする方法で、両方の原材料を載せる。
- 4.3 顧客は消費の前に物理的なラベルにおいて情報を確認すべきという旨の記述は、デジタル情報のページに示されなければならない。

仮議題 8 : アレルゲン表示 (ステップ 4)

(経緯)

前回部会において、包装食品の表示に関する一般規格 (CXS 1-1985、GSLPF) のアレルゲン関連規定を見直し明確化するための作業を開始するとともに、予防的アレルゲン又は注意表示 (PAL) に係るガイダンスを策定することで合意した。また、豪州を議長とし、英国及び米国を共同議長とする EWG を設置することで合意した。さらに、GSLPF 4.2.1.4 のアレルゲンのリストの妥当性等について、FAO/WHO に科学的助言を求めることとなった。

CCFL 及び食品衛生部会 (CCFH) からの科学的助言の求めに応じて、共同 FAO/WHO 専門家会議が開催された。第 1 部 (リスク評価を通じた GSLPF アレルゲンリストの見直し) は 2020 年 11 月～12 月、第 2 部 (主要アレルゲン食品の閾値の設定) は 2021 年 3 月～4 月に実施され、第 3 部 (PAL 関連) は本年後半に実施の予定である。

今次部会では、EWG が策定した GSLPF の改定原案及び PAL 使用に係るガイダンス原案及びその位置づけ (GSLPF の附属文書又は独立文書) について検討するとともに、これら 2 作業を一緒に進めるか別々に進めるかについても併せて検討する予定である。

(対処方針)

FAO/WHO 専門家会議の第 2 部及び第 3 部の結果が明らかになっていないこと、また、消費者の食品選択の可能性を狭めないため、PAL はアレルゲンの混入が避

けられない場合等限定された場面においてのみ適用されるべきことを前提に、各メンバーの意見を注視しつつ、適宜議論に対応したい。

仮議題 9：技術革新を利用した食品表示（討議文書）

（経緯）

第 44 回部会において、CCFL の将来作業について議論した結果、技術革新を利用した食品表示について広範な支持が寄せられ、カナダが討議文書を準備することとなった。

前回部会において、カナダが討議文書を紹介したところ、技術革新を利用した食品表示について広く関心が寄せられ、さらに適用範囲等を確定するために今次部会に向けて、カナダが討議文書を改定し、また、そのために CL プロセスを通じてメンバーから意見を募ることとなった。

前回部会から今次部会までに実施された CL プロセスを通じて、メンバーからは、技術革新を利用した食品表示のための新規作業の開始について支持する意見が寄せられるとともに、義務表示事項は現時点においては容器包装上に残されるべきであり例外は限定的であるべきといった意見が提出された。

今次部会では、上記の意見を踏まえ、GSLPF 及び関連するコーデックス文書の改定並びに新たな補足的文書の策定のための新規作業が提案される予定である。

（対処方針）

新規作業の開始は支持して差し支えない。なお、技術革新を活用した食品表示の在り方については、我が国においても実証調査事業を行っているところ、当該事業を通じて得られた消費者ニーズ及び事業者の実行可能性に係る知見について、必要に応じて情報提供したい。

仮議題 10：アルコール飲料の表示（討議文書）

（経緯）

前回部会では、アルコール飲料の表示に関する今後の検討方針について次の五つの勧告が示され、どの勧告に基づき検討を進めるか議論が行われた。

勧告 1 新たな規格の策定作業の開始

勧告 2 既存の規格（「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」「栄養表示に関するガイドライン」）でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示・栄養表示の改訂の検討開始

勧告 3 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理及びアルコール含有量の表示の改訂の検討開始

勧告 4 既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始

勧告 5 新規作業を開始しない

WHO からは、消費者が容易に理解できるアルコール表示が必要等の説明があり、各国からはさまざまなコメントがあった。日本は勧告 5 を支持したが、勧告 5 を支持する国は米国など限定的であった。

最終的には、回付文書により各国に討議文書に対するコメントを求め、ロシア、EU 及びインドが各国からのコメントに基づいて討議文書を改正し、次回部会で改めて検討することに合意した。

本合意に基づき、今次部会に先立って各国に対して、「前回部会において示された五つの勧告のうち支持する勧告及びその根拠」についてコメントが求められ、以下のとおり回答した。

アルコール飲料に特有の表示については、国際統一規格を作成せずに引き続き各国に委ねられるべきであるが、既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理を行うことは、加盟国間でアルコール飲料が「包装食品の表示に関するコーデックス一般規格」の「食品」に該当するかどうかについての共通認識を形成する点において有益であると考えられることから、勧告 4（既存の規格でのアルコール飲料の適用関係の整理の開始）を支持する。

（対処方針）

資料未着につき、資料を確認した上で議論に対応したい。

仮議題 11：詰め合わせ包装食品の表示（討議文書）

（経緯）

前回部会において、コロンビアが詰め合わせ包装食品の表示に関する討議文書を用意したが、当該表示に係る新規作業を開始する正当性が不明であったため、今次部会に向けて、コロンビアが討議文書を改定することとなった。

今次部会においては、コロンビアの準備した改定討議文書に基づき、詰め合わせ包装食品の表示の在り方を規定するための GSLPF の改定に向けた新規作業の開始について検討する予定である。

（対処方針）

各メンバーの意見を注視しつつ、新規作業を開始する必要性について提案国から十分に聴取した上で議論に対応したい。

仮議題 12：CCFL の将来の作業及び方向性（討議文書）

（経緯）

第 43 回部会において、部会の将来の作業及び方向性の可能性を探ることが合

意され、カナダが、過去に特定されたものの進捗のない作業や将来に向けた提案・作業を取りまとめた文書を作成することとなった。なお、本文書については、部会の開催ごとに異なる加盟国が管理の責任を負うこととなる。

前回部会において、英国が、脂質・糖類・ナトリウムの「高含有」の栄養記述に係る議論を含めるため、将来の作業及び方向性に係る討議文書をアップデートすることとなった。さらに、5メンバーから、新規作業に係る提案があった。

これらを踏まえ、今次部会においては、トランス脂肪酸（TFA）に係る作業（栄養表示に関するガイドラインの改定等）をはじめとする潜在的な新規作業の開始等について検討する予定である。

（対処方針）

情報収集に努め議論に対応したい。なお、TFAに係る新規作業の開始については、その必要性についての提案国等の説明や各国の意見を十分に聴取の上、適宜対応したい。

FAO/WHO 合同食品規格計画 第 8 回薬剤耐性に関する特別部会

日時：2021 年 10 月 4 日（月）～10 月 9 日（土）、13 日（水）

場所：バーチャル会合形式（Zoom）にて実施（議長国：韓国）

仮議題（参考）

下記は第 7 回会合（2019 年 12 月、ピョンチャン（韓国））の議題から想定した仮議題一覧。今回会合の仮議題は未着であり、下記と異なる内容になる可能性がある。

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	FAO、WHO 及び OIE から提起された事項
4	その他の国際機関から提起された事項
5	AMR の最小化及び抑制のための実施規範改定案
6	AMR の統合的なサーベイランスに関する指針原案
7	その他の事項
8	次回会合の日程及び開催地
9	報告書の採択

第 8 回薬剤耐性に関する特別部会（TFAMR）の主な検討議題

日時：2021 年 10 月 4 日（月）～10 月 9 日（土）、13 日（水）

場所：バーチャル会合形式（Zoom）にて実施（議長国：韓国）

主要議題の検討内容

これまでの議論に基づき想定される主な論点を記載した。

仮議題 5. AMR の最小化及び抑制のための実施規範改定案（ステップ 7）

（経緯）

2005 年に採択された「AMR の最小化及び抑制のための実施規範(CXC 61-2005)」に関し、AMR をめぐる国際的な議論の活性化を受け、2017 年 7 月の第 40 回コーデックス総会において新規作業として承認された。これまで 3 回の TFAMR 会合が開催され、「Therapeutic use（治療目的の使用）」の定義以外については合意されたことから議長は解決済みと整理。

Therapeutic use の定義については、TFAMR7 後の電子的作業部会（EWG）、2021 年 6 月に開催されたウェブによる作業部会（WG）においても議論されたが、合意を得ることはできなかった（EWG 及び WG の議長国は米国、共同議長国は中国、チリ、ケニア及び英国）。本年 6 月の WG における検討結果を反映した改定案が提示され、議論される予定である。

Therapeutic use の定義について

Therapeutic use (food-producing animals or plants/crops): Administration or application of antimicrobial agents for the treatment, control/metaphylaxis or prevention/prophylaxis of disease.

治療目的の使用（食用動物又は植物/作物）：疾病の治療、管理又は予防のための抗微生物剤の管理又は適用

（対処方針）

現行改定案は、OIE コード（第 6.9.2 条）の「抗微生物剤の獣医学的使用」と同義であり、植物分野での使用についても包含されるものとなっている。

新たな定義付けによる混乱を回避する観点から原案が維持されるよう対処したい。

仮議題 6. AMR の統合的なサーベイランスに関する指針原案（ステップ 4）

（経緯）

「AMR の統合的なサーベイランスに関する指針」の策定についても、AMR をめぐる国際的な議論の活性化を受け、2017 年 7 月の第 40 回コーデックス総会において新規作業として承認された。これまで 3 回の TFAMR 会合で対象範囲及び定義を含む多くの点で合意に到ったが、引き続き議論が必要な点について、EWG 及び WG（EWG 及び WG の議長国はオランダ、共同議長国は NZ、チリ及び中国）において議論された。本年 6 月の WG における検討結果を反映した案が提示され、議論される予定である。

1) AMU (antimicrobial use) のサーベイランスの本指針案での位置付けについて

AMU については、農場における使用量又は販売業者等による販売量とされているが、農場における使用量を把握しているのは EU 等に限定されている。

（対処方針）

動物分野の AMU のサーベイランス方法等は OIE コード（第 6.9 章）で定められているところ、既存の OIE のサーベイランス方法等と本指針の不整合が生じることを避けるため、本指針には植物分野のみの記載（動物分野は OIE コードを引用）とするよう対処したい。

2) 植物/作物や食料生産環境分野でのサーベイランスについて

植物/作物や食料生産環境のサーベイランスについて、サーベイランス手法等が確立されていないため、その範囲や必須項目等について議論が行われている。

（対処方針）

植物/作物や環境の分野では基本的なサーベイランス手法が確立されていないことから、まずは手法の確立が必要との立場から対処したい。

薬剤耐性対策の取組について

1

本日お話しする内容

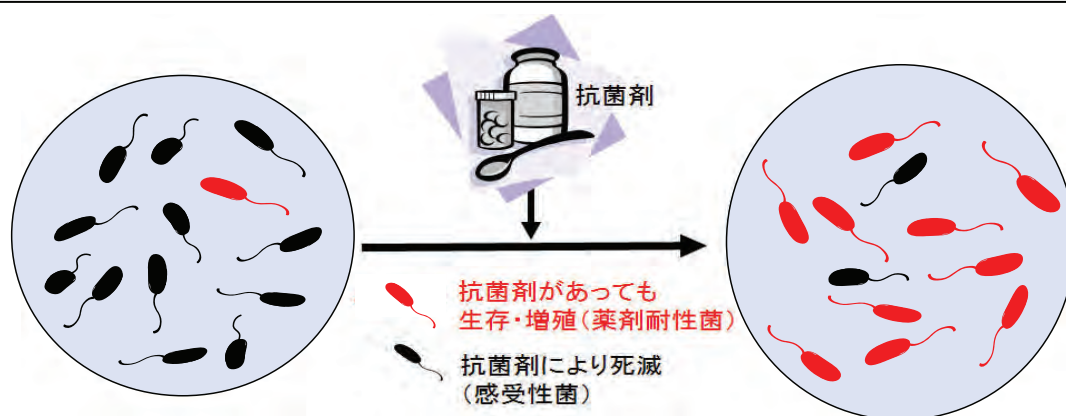
1. 薬剤耐性菌とは
2. わが国の動物分野における対策の状況
3. 薬剤耐性対策に関する国際的な動き
4. コーデックス委員会 薬剤耐性に関する特別部会
(TFAMR: Ad hoc Intergovernmental Task Force on Antimicrobial Resistance)での議論

薬剤耐性菌とは

薬剤耐性菌とは、「抗菌剤が効かない細菌」です。薬剤耐性菌は、抗菌剤の使い過ぎなどにより増加し、人や動物の治療が困難になります。

世界的に、薬剤耐性菌による感染症が増加しており、大きな問題となっています。

そのため、平成27年5月にWHOが国際行動計画を採択し、我が国でも、平成28年4月、今後5年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画（アクションプラン）が決定されました。



3

2. わが国の動物分野における対策の状況

薬剤耐性対策アクションプランに基づく取組

- 薬剤耐性対策アクションプランでは、動物分野についても、目標(①普及啓発・教育、②動向調査・監視、③感染予防・管理、④適正使用、⑤研究開発、⑥国際協力)に沿った具体的な取組が盛り込まれている。
- 動向調査・監視の強化、適正使用からさらに進んだ慎重使用の推進等に取り組む。



【主な取組】

① 普及啓発・教育

- ・ 内閣官房に協力し、国民啓発会議、AMR対策普及啓発活動表彰の実施
- ・ 畜水産関連の生産者団体等と意見交換
- ・ 普及・啓発ツールの作成
家畜及び愛玩動物分野の抗菌剤治療ガイドブック等作成
- ・ 獣医系大学学生への普及・啓発(2019年度～)
2019年度: 12大学で講義実施 2020年度: 講義動画の作成・配信
- ・ 各種業界誌等にリーフレットや記事を掲載



URL: <http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/>

koukinzai.html#guidebook

6

抗菌剤に頼らない養豚生産の取組（優良事例動画）



「**管理獣医師の指導**によるグループシステム移行で事故率を10%から5%に低減！結果的に薬剤耐性対策を推進！」

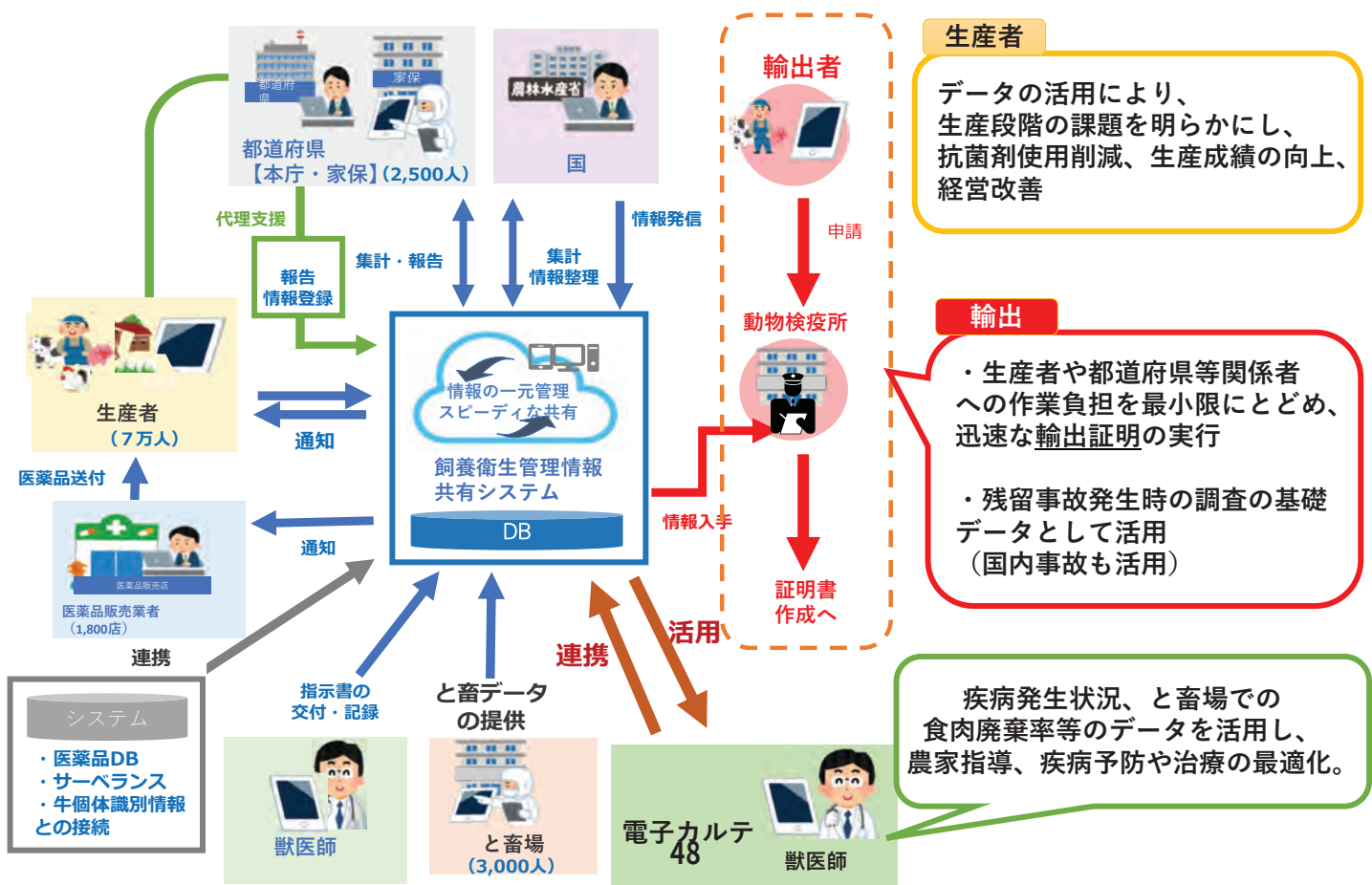
「**病原菌と闘わない農場作り** パーシャルデポピュレーション実施で事故率半減！**意識改革**で抗菌剤使用量低減！」

「余裕ある養豚経営で高い生産成績！良好な疾病対策で**低い医薬品費**！」



<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuuzi/youtonamr.html>

飼養衛生管理情報共有システム（案）



薬剤耐性対策に関する国際的な動き

WHOグローバルアクションプラン(GAP) (2015年4月策定、OIE及びFAOも総会で承認)

・次の5つの目標について、加盟国、WHO事務局、国際及び国内関係機関がとるべき行動を設定。

- ①普及啓発・教育
- ②薬剤耐性の動向調査・監視
- ③感染予防・管理対策
- ④抗菌剤の適正使用
- ⑤研究開発・創薬



第71回国連総会AMRハイレベル会合政治宣言 (2016年9月)

・AMR対策のより一層の推進について決議。



組織間連携委員会 (IACG)



・上記政治宣言に基づき、時限的に設置された委員会。WHO、FAO、OIEに加え、UNEP等の国連機関や専門家がメンバー

・WHOグローバルアクションプランを超え、より幅広い対象を取り込むべく政治的枠組の設立の提案等を含む報告書を2019年5月、国連事務総長に提出。

OIE

- ・動物分野での慎重使用や耐性菌サーベイランス方法の国際基準を策定
- ・各国の動物分野での抗菌剤使用量の調査
- ・獣医療分野で使用されている抗菌剤を代替薬の有無等の観点から重要度別にリストする取組等を実施。

FAO

- ・FAO Action Plan(2016年策定)に基づき、動物・食品分野でのAMR対策を実施。
- ・知見の集積が遅れている、作物分野でのAMRリスクに関する情報の収集、AMR検査施設の能力を評価する取組等を実施。

設立会合：2021年1月、第1回会合：5月、第2回会合：8月(予定)

Global Leadership Groupの設立

Codex TFAMR

- ・食品由来AMRのリスクについて、①AMRの最小化及び抑制のための実施規範の改定、②AMRの統合的なサーベイランスに関する指針の策定の作業中。

G20新潟農業大臣会合(2019年5月)

- ・農業大臣宣言では、世界的課題に対応するための協力の一つとして、フードチェーン全体に渡るアプローチを通じて薬剤耐性(AMR)に対処することが重要とされた。

8

TFAMRのこれまでの経緯

4. TFAMRでの議論

会議	開催時期・開催地	結果
第28回総会	2005年7月4-9日 ローマ(イタリア)	「AMRの最小化及び抑制のための実施規範」(CAC/RCP 61-2005)の採択
第1回TFAMR	2007年10月23-26日 ソウル(韓国)	「食品に由来するAMR対策のリスクアナリシスのための指針」(CAC/GL 77-2011)の作成
第2回TFAMR	2008年10月20-24日 ソウル(韓国)	
第3回TFAMR	2009年10月12-16日 チェジュ(韓国)	
第4回TFAMR	2010年10月18-22日 ムジュ(韓国)	
AMR物理的作業部会	2016年11月29日-12月2日 ロンドン(英国)	TFAMR作業計画の作成
第40回総会	2017年7月17-22日 ジュネーブ(スイス)	TFAMR作業計画の採択
第5回TFAMR	2017年11月27日-12月1日 チェジュ(韓国)	「AMRの最小化及び抑制のための実施規範」(CAC/RCP 61-2005)改定案 及び 「AMRの統合的なサーベイランスに関する指針」原案について議論
第6回TFAMR	2018年12月10日-12月14日 プサン(韓国)	
第7回TFAMR	2019年12月9日-12月13日 ピョンチャン(韓国)	
第8回TFAMR	2021年10月4日-10月13日 パーチャル会合	

9

AMRの最小化及び抑制のための実施規範の改定

改定の方向性

- 食品に由来するAMR対策のためのリスクベースの手引きを作成
- 適用範囲の拡大・明確化（食用動物→家畜、作物、水産養殖）
- フードチェーン全体を網羅（生産者～消費者）
- 段階的な実施

10

AMRの最小化及び抑制のための実施規範の改定

主要論点：「治療目的の使用」の定義

治療目的の使用（食用動物又は植物/作物）：疾病の治療、管理又は予防のための抗微生物剤の管理又は適用

→ 以下を踏まえて原案が維持されるよう対処

- ・ 現行改定案は、OIEコード（第6.9.2条）の「抗微生物剤の獣医学的使用」と同義であり、植物分野での使用についても包含
- ・ 新たな定義付けによる混乱を回避する必要

AMRの統合的なサーベイランスに関する指針の新規策定

策定の方向性

- 食品に由来するAMRの統合的なサーベイランスを計画・実施するための指針を作成
- 加盟国間でデータの比較分析が可能となるようサーベイランスの統一を推進
- 薬剤耐性と抗菌剤使用に関するサーベイランス
- 分野横断的な統合的なサーベイランス※
 - ※ 統合的なサーベイランス: フードチェーン全体をカバーするものであって、薬剤耐性と抗菌剤使用について、検体のサンプリング、検査、データの報告等を統一された方法で行うとともに、全てのデータを統合的に分析すること
- 段階的な実施

13

AMRの統合的なサーベイランスに関する指針の新規策定

主要論点① AMUのサーベイランスの本指針案での位置づけ

- AMUについては農場における使用量又は販売業者等による販売量とされているが、農場における使用量を把握しているのはEU等に限定
- 動物分野のAMUのサーベイランス方法等はOIEコード(第6.9章)で定められているところ、既存のOIEのサーベイランス方法等と本指針の不整合が生じることを避けるため、本指針には植物分野のみの記載とするよう対処

主要論点② 作物や環境分野でのサーベイランス

- 統合的なサーベイランスには、対象として作物や環境分野を含める
- 作物や環境の分野では、基本的なサーベイランス手法が確立されていないことから、具体的な内容を記載せず、手法確立のための研究を推進していくべきとの立場で対処

FAO/WHO 合同食品規格計画
第 25 回コーデックス食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）

日時：2021 年 5 月 31 日（月）～6 月 4 日（金）、6 月 8 日（火）
 バーチャル会合形式にて実施（議長国：オーストラリア）

議題

1	議題の採択
2	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3	CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告
4	任意の第三者認証（vTPA）スキームの評価及び使用に関する原則及びガイドライン案（ステップ 7）
5	電子証明書のペーパーレス使用に関するガイダンス原案（CXG38-2001 の改定）（ステップ 4）
6	システム同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案（ステップ 4）
7	同等性に係るガイドラインに関する統合原案（ステップ 4）
8	食品安全及び食品貿易の公正な取引における食品偽装への取り組みについての CCFICS の役割に関する討議文書
9	付属書 A（CCFICS をとりまく新たな世界規模の問題）の見直し及び更新
10	その他の事項
11	次回の開催日及び開催地
12	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 25 回コーデックス食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) 概要

1. 日時及び開催形式

日時：2021 年 5 月 31 日（月）～6 月 4 日（金）、6 月 8 日（火）

開催形式：バーチャル会合形式にて実施（議長国：オーストラリア）

2. 参加国及び国際機関

88 加盟国、1 加盟機関（EU）、20 オブザーバー機関

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬・生活衛生局

食品監視安全課輸入食品安全対策室	室長	蟹江 誠
	同 輸出国衛生専門官	村上 聡子
	同 監視調整係長	鈴木 康宏
生活衛生・食品企画課国際食品室	国際調整専門官	温井 健司
農林水産省消費・安全局食品安全政策課国際基準室	室長	石橋 朋子
	同 国際基準専門官	織戸 亜弥
	同 国際基準専門職	堀米 明日香
食料産業局食品製造課	課長補佐	安達 巧
国立保健医療科学院 客員研究員(山口大学共同獣医学部 教授)		豊福 肇

4. 概要

議題 1 議題の採択

議題は原案どおり採択された。

議題 2 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項

コーデックス総会及び他の部会からの付託事項について紹介された。

議題 3 CCFICS の作業に係る FAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告

CCFICS の作業に関連する、国際連合食糧農業機関（FAO）、国際植物防疫条約（IPPC）、国際獣疫事務局（OIE）、世界税関機構（WCO）及び世界保健機関（WHO）の活動について報告がなされた。

FAO は、国際食品安全会議及びフォーラムのフォローアップとしての FAO 食品

安全戦略の改訂、薬剤耐性 (AMR) に関する作業の最近の進展、FAO/WHO 食品管理システム評価ツールのアラビア語、英語、スペイン語、フランス語及びロシア語版の公表及び使用、並びに食品偽装に関する最近の活動を紹介した。

WHO は、食品安全分野に関するアドバイスを求めるための専門家グループ（テクニカルアドバイザリーグループ、TAG）を設置して、2002 年に策定された WHO 食品安全のためのグローバル戦略の更新作業を行っており、TAG の助言を得て作成された第 1 次草案が、WHO のウェブサイトで公開され、2021 年 6 月 18 日まで意見募集を行っていることを紹介した。

議題 4 任意の第三者認証（vTPA）スキームの評価及び使用に関する原則及びガイドライン案（ステップ 7）

本作業は、輸出入国の食品管理システム（National Food Control System (NFCS)）に第三者認証プログラムの情報を取り入れる方法について、ガイドラインを作成しようとするもの。

電子的作業部会の議長国である英国から、各国のコメントを踏まえ修正されたガイドライン案について説明がなされた。

ガイドライン案は、未解決の問題と明確化が必要な点に焦点を当て、セクションごとに検討された。

[主な議論]

定義

- ・ガイドライン案で使用されている用語は、既存のコーデックス規格で使用されている定義を参照すべきであり、存在しない場合、最新の ISO 用語を最小限の変更で使用すべきことが合意された。

- ・認定（Accreditation）：ISO/IEC 17000:2020¹の定義を参照する。一方、ISO/IEC 17000:2020 において定義されていない「certification」は、ISO/IEC 17000:2020 との整合性を保つため削除。

- ・認証機関（Certification body）：定義が ISO/IEC 17065²に由来するものであり、認証機関は第三者適合性評価機関の一種であることから、注釈の「本文書において認証機関は適合性評価機関と同義である」を削除。

原則

- ・原則 7：本文中において、食品事業者を指す用語については、Food business operator を用い、明確性、一貫性を持たせることとした。

¹ ISO/IEC 17000:2020：適合性評価－用語及び一般原則

² ISO/IEC 17065：適合性評価－製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項

・原則８：「権利と義務」は、コーデックス文書の有無にかかわらず各国に委ねられるものであり、コーデックス文書に含める付加価値はないことから、ガイドライン案から削除することが合意された。

役割、責務及び関係する活動

・当局（Competent Authorities）：

Provision (a)：「and authorised by relevant national legislation」のフレーズは、NFCSのための原則およびガイドライン(CXG 82-2013)の繰り返しとなるため、削除した。

Provision (c)：NFCSのための原則およびガイドライン(CXG 82-2013)との用語の一貫性を強化し、簡素化するため、原案の「delivery」を「establish and implement」に変更し、「Establish and implement regulatory controls, including frequency/intensity, and enforcement action for all FBOs regardless of whether a FBO participates in a vTPA programme.」とした。

Provision (f)：管轄当局の利益相反に関する規定は、CXG 82-2013 の原則 5 と一貫性があることから、当初案の規定を維持することが合意された。

・食品事業者：

Provision 2(b)：「regulatory requirements」を「National Food Control System objectives/requirements」に修正する提案は、NFCS の目的は規制要件よりも、通常マクロレベルに設定されていることから、修正を行わないことが合意された。

vTPA の信頼性及び清廉性の評価基準

・認証機関の認定：定義の修正に従い、所要の修正（「certifying body」を「certification body」に修正）を行った。

・データ共有と情報交換：オブザーバーから vTPA 所有者が管轄当局へ直接通報することを求める規定は過剰であり、特に不適合が品質不良または粗悪品に関連する場合、利害の衝突を引き起こす可能性が懸念された。本規定については、例外的な状況下で用いられるものであると電子的作業部会の議長から説明があり、当初案を維持することが合意された。

vTPA プログラム情報/データ使用のための規制上のアプローチ

・ポリシーオプション

Provision 2(a)：関連する規制要件が食品の安全及び食品貿易における公正な取引の確保に関するものであることを明確にするため、規定の末尾に「in relation to food safety and fair practices in food trade」を追加した。

[結論]

任意の第三者認証スキームの評価及び使用に関する原則及びガイドライン案をステップ8で採択するために第44回総会（CAC44）に送付することが合意された。

議題5 電子証明書のペーパーレス使用に関するガイダンス原案（CXG38-2001の改定）（ステップ4）

本作業は、「一般的な公的証明書の設計、作成、発行及び使用に関するガイドライン」（CXG 38-2001）について、ペーパーレスの電子証明書の使用を踏まえた内容に改定をしようとするもの。

電子的作業部会の議長国であるオランダから、各国のコメントを踏まえ更新したガイダンス原案（CRD5）について説明がなされた。

議長から、COVID-19のパンデミックは、電子証明書のペーパーレス化の重要性及び本ガイドラインの改訂を完了する緊急性を示していることが強調された。ガイダンス原案は、未解決の問題と明確化が必要な点に焦点を当て、セクションごとに検討された。議長から技術的な問題を解決するため会期中作業部会（IWG）での議論が提案され、その報告書であるCRD19を基に部会での議論は行われた。

〔主な議論〕

○本文

セクション3：定義

- ・電子署名の定義がUN CITRAL³ガイダンスから引用されていることを明確にするために脚注を追加した。
- ・シングルウィンドウの定義に関連する脚注5を既存の定義を参照するように修正した。

セクション9：公的証明書の発行及び受領

- ・原則Gについて、証明書原本が無効とされたことを輸入国の管轄当局に通知するものが認証機関であるべき旨の規定を明確化した。

○付属書I

範囲

- ・「equivalent」を追加し、電子証明書は紙の証明書と同一であるべきことを明確化した。

一般的な公的証明書モデルの参照データモデル(電子版)に関する説明書

- ・異なる食品が混載された貨物に対して、単一の証明書又は複数の証明書が発行される場合、電子証明書がどのように適用されるか明確にすることが必要で

³ UN CITRAL：国際連合国際商取引法委員会

あるとの意見には、証明内容については2国間の取り決めによるもので、電子証明書の場合も紙の証明書と同じ運用が適用されるとの説明がなされた。

○付属書 II

セクション8：汎用モデル公式証明書をモデル化するデータの例

・データモデリングの例(例：UN/CEFACT eCert SPS)をガイダンスに含めることによるメンテナンスについて懸念があることから、Information documentとしてウェブサイトに掲載することを提案したが、UN/CEFACTは国連下の基準設定機関であり、例は多くの国に対し優れたガイダンスを提供すること、その方法論はこれまで長年活用されており、今後も内容の更新はほとんどないと考えられる旨の説明がなされた。

○全般的な意見

・いくつかの国（ドミニカ共和国、インドネシア、ケニア及びマレーシア）からは特に技術的な側面についてさらなる議論が必要であるとの意見が出されたが、電子証明書のペーパーレス使用のガイダンスを採択することは、ペーパーレス化を強いるものではないとの説明がなされた。

・未解決の問題についてコンセンサスを得たこと、また、本課題は COVID-19 のパンデミック下において僅々の課題であり、コーデックス戦略計画 2020-2025 の Goal 1 に従って、緊急の課題をタイムリーに対応すべきであることが確認された。

・CAC44 の前にガイドライン文書の技術的な要求事項をより良く理解する時間と期間があることが強調された。

[結論]

電子証明書のペーパーレス使用に関するガイダンス原案 (CXG38-2001 の改定) をステップ5／8で採択するため、CAC44 に送付することが合意された。

議題6 システム同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案（ステップ4）

本作業は、輸出入時の監視の不必要な重複を減少させると同時に、消費者の健康保護及び食品貿易の公正な取引の確保に効果的な手段として、輸出国と輸入国の NFCS またはその一部の同等性の適切な利用を支援するためのガイドラインを作成しようとするものである。

電子的作業部会の議長国であるニュージーランドから、ガイドライン原案について説明がなされ、また、電子的作業部会の議長と共同議長が部会前に提出されたコメントをもとに作成した CRD4 を討議に使用することが提案された。

議長の提案に従って、参加者は現在の見解の間の既存のギャップを埋めるた

めにコンセンサスの達成を目指すこととし、今次会合ではまず全体的な議論を行い、次にセクションごとに検討された。

[主な議論]

- ・輸入国への不必要な負荷を避けるため、慎重に検討する必要がある、輸出入国の両方の権利を適切に均衡させるために同等性プロセスが必要である。
- ・WTO SPS 及び TBT 協定に規定された同等性の概念は明確化を必要とし、食品安全対策及び技術規制を明確に区別することが重要である。
- ・WTO SPS 及び TBT 協定の文脈において、NFCS における同等性をどのように考慮するかについて合意された理解が必要である。
- ・輸入国が自国の輸入要件を設定する主権的権利は尊重される必要がある。
- ・輸出入国の役割と義務は、透明性、公平な待遇、非差別の原則を考慮に入れて、さらに精緻化する必要がある。
- ・提案された手順は、ある国が他の国から同等性の要求を行うことを妨げるものであってはならず、また、手順を実行する際には柔軟性があるべき。

部会での議論では限られた進展しかみられなかったため、議長は IWG の開催を提案し、IWG の報告書は CRD21 として、再度部会に報告され議論が行われた。

IWG において進展もあったが、多くのエリアで根本的な違いが存在した。

[結論]

本ガイドライン原案をどのように進めるかについてはコンセンサスが得られなかったため、ステップ 2/3 に戻し、今次会合で議論された問題点とコメントを踏まえ、ガイドライン原案を改訂することが合意された。改定作業は電子的作業部会を設置し（議長国：ニュージーランド、共同議長国：米国及びケニア（チリが退きその後任国））行われることになった。また、作業完了を第 26 回会合へ延長することを要求することが合意された。

議題 7 同等性に係るガイドラインの統合原案（ステップ 4）

本作業は、議題 6 を含む同等性に関する CCFICS の文書について統合することを提案するもの。

電子的作業部会の議長国であるニュージーランドから、ガイドライン原案について説明がなされた。

[主な議論]

- ・本作業は段階的なプロセスを用いて進めるべきである。
- ・継続中である議題 6 のシステム同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案に関する作業完了が必要であることに留意しつつ、本作業も進めることで合意された。

[結論]

システム同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案に関する作業を進めること及び電子的作業部会（議長国：ニュージーランド、共同議長国：米国及びケニア）を設置することが合意された。

議題 8 食品安全及び食品貿易の公正な取引における食品偽装への取り組みについての CCFICS の役割に関する討議文書

本作業は、食品安全及び食品貿易の公正な取引における食品偽装に対処することに関連する CCFICS の役割を整理しようとするもの。

電子的作業部会の議長国である米国から、討議文書について説明がなされた。

議長から、コーデックス内外において食品偽装は強い関心がある分野であり、この重要なテーマに関する新たな作業を迅速に開始するために、プロジェクト文書に合意することを目指すべきであると指摘された。

[主な議論]

- ・作業範囲は明確かつ簡潔なものとして、CCFICS の役割の範囲内であるべきであり、消費者の健康の保護、食品貿易における公正な取引を確保することに取り組むべきである。
- ・他のコーデックス各部会の業務範囲との重複を避ける必要があり、緊密な調整が行われるべき。
- ・食品偽装が言及されている既存のテキストと新しい作業範囲が重複しないことが重要であり、既存のテキストの更新が必要になる可能性がある。
- ・食品偽装は犯罪活動にも関わるため、慎重な審査を必要とする新たな分野である。
- ・食品偽装の定義は、意図的な不正行為の問題を含むべきである。
- ・食品偽装に関するガイダンスは、食品製造業者や所管官庁の負担を増大させることや、貿易障壁を引き起こすものであってはならない。
- ・他の関連するコーデックス部会に対し、食品偽装に関する CCFICS の作業について情報提供することも重要である。

[結論]

下記が合意された。

- ・食品偽装の防止及び管理に関するガイドラインの作成に関する作業を開始することとし、新規作業承認のために CAC44 に送付する。
- ・次回第 26 回会合での検討のために、電子的作業部会（議長国：米国、共同議長国：中国、EU、イラン及び英国）を設置し、食品偽装の予防及び管理に関するガイダンス案を作成する。次回会合前に EWG は会合を開催する可能性が

ある。

- ・他の関連するコーデックスの各部会に対し、新規作業の進捗状況を報告する。

議題 9 付属書 A (CCFICS をとりまく新たな世界規模の問題) の見直し及び更新

本作業は、会合での戦略的で、将来を見据えた議論を容易にし、定期的に、CCFICS の作業を精査し、将来の課題に着手することを目指すもの。付属書 A にて CCFICS をとりまく新たな世界規模の問題を明確にし、付属書 B にて食品安全や貿易の公正な取引への影響を考慮した評価の基準を設定し優先順位をつけることを検討している。

オーストラリアから、討議文書について説明がなされた。

[主な議論]

- ・付属書 A でリスト化する議題は、CCFICS の役割の範囲内の問題に限定されるべきであり、他のコーデックス部会や特別部会が既に取り組んでいる問題は含めるべきではない。
- ・COVID-19 のパンデミックから得られた経験に照らして、新たな世界規模の問題のリストを更新する必要がある、情報通信技術 (ICT) ツールの利用が重要性を増している。
- ・付属書 C 及び新しい作業提案が付属書 A 及び B にどのように適合するか明確化が必要である。
- ・オーストラリアから「規制枠組みにおける ICT ツールの利用に関する討議文書」が提案され、支持が表明された。
- ・米国から「トレーサビリティ／製品トレーシングの原則の更新」に関する討議文書が提案され、支持が表明された。

[結論]

下記が合意された。

- ・付属書 A の管理をオーストラリア及びケニアが行い、今次会合での議論及びコメントを考慮した更新文書を作成する。また、検討のため次回第 26 回会合に、最新のリストを含む報告書を提出する。
- ・コーデックス事務局は、付属書 A に含めるべき新たな世界規模の問題に関する加盟国からの情報提供を要請する回付文書を加盟国に送付する。
- ・付属書 B については、その使用から得られた経験に基づいて更新される CCFICS の内部文書として保持する。
- ・「規制枠組みにおける遠隔監査と検証の利用」に関する電子的作業部会（議

長国：オーストラリア、共同議長国：カナダ及びシンガポール）を設置し、本
会合でのコメントを踏まえた討議文書及びプロジェクト文書を作成する。

・食品検査・認証システム内のツールとしての「食品検査・認証制度における
ツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則(CXG 60-2006)」
を改訂・更新する必要があるかどうかを検討する電子的作業部会（議長国：米
国、共同議長国：英国）を設置し、討議文書及びプロジェクト文書を作成し、
次回第 26 回会合で報告する。

議題 10 その他の事項

CAC44 開催後、CCFICS の議長が現在の Ms Fran Freeman から、Ms Nicola Hinder
に交代することが伝えられた。

議題 11 次回の開催日時及び開催地

次回第 26 回会合は 2022 年 11 月に開催される予定。詳細については、コーデ
ックス事務局と議長国のオーストラリアが調整することとされた。

食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）の今後の作業

事項	今後のアクション
任意の第三者認証スキームの評価及び使用に関する原則及びガイドライン案	第 44 回総会（ステップ 8）
電子証明書のペーパーレス使用に関するガイドダンス原案（CXG38-2001 の改定）	第 44 回総会（ステップ 5 / 8）
システム同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案	ステップ 2 / 3 電子的作業部会（議長国：ニュージーランド、共同議長国：米国及びケニア）
同等性に係るガイドラインの統合原案	ステップ 2 / 3 電子的作業部会（議長国：ニュージーランド、共同議長国：米国及びケニア）
食品安全及び食品貿易の公正な取引における食品偽装への取り組みについての CCFICS の役割に関する討議文書	第 44 回総会（新規作業の提案） 電子的作業部会（議長国：米国、共同議長国：中国、EU、イラン及び英国）
付属書 A（CCFICS をとりまく新たな世界規模の問題）の見直し及び更新	○「規制枠組みにおける遠隔監査と検証の利用」に関する討議文書の策定 電子的作業部会（議長国：オーストラリア、共同議長国：シンガポール及びカナダ） ○「食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則（CXG 60-2006）」の更新及び改訂に関する討議文書の策定 電子的作業部会（議長国：米国、共同議長国：英国）

FAO/WHO 合同食品規格計画 第25回コーデックス食品輸出入検査・認証制度部会(CCFICS)

1

食品輸出入・検査認証制度部会

Codex Committee on Food Import and Export Inspection and Certification Systems (CCFICS)

TOR 消費者の健康保護及び食品貿易の公正な取引の確保を目的として、

- 食品貿易上の方法や手順の調和のため、食品の輸入及び輸出検査及び認証制度に関する原則及びガイドラインの策定する。
- 食品が要件に準拠していることを保証するために、輸出入国の管轄当局による措置の適用に関する原則とガイドラインを策定する。
- 品質保証システムの利用により、食品が要件に適合していることを保証し、これらのシステムの承認を促進することによる二国間/多国間協定の下での食品の取引を促進するためのガイドラインを作成する。
- 国際的な調和に向けて各国が要求する可能性のある公的証明書の形式、記載事項、及び文言に関するガイドラインと基準を作成する。
- 食品の輸出入管理に関連する情報交換に関する勧告を行う。

議長国 オーストラリア

開催頻度 18か月

第25回	2021年5月31日～6月8日	バーチャル会合形式にて開催
第24回	2018年10月22日～26日	オーストラリア(ブリスベン)
第23回	2017年5月1日～5日	メキシコ(メキシコシティ)
第22回	2016年2月6日～12日	オーストラリア(メルボルン)

議題一覧

- 議題1 議題の採択
- 議題2 コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
- 議題3 CCFICS の作業に係るFAO、WHO 及び他の国際政府機関の活動に関する報告
- 議題4 任意の第三者認証(vTPA)スキームの評価及び使用に関する原則及びガイドライン案(ステップ7)
- 議題5 電子証明書のペーパーレス使用に関するガイダンス原案(CXG38-2001の改定)(ステップ4)
- 議題6 システム同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案(ステップ4)
- 議題7 同等性に係るガイドラインの統合原案(ステップ4)
- 議題8 食品安全及び食品貿易の公正な取引における食品偽装への取り組みについてのCCFICSの役割に関する討議文書
- 議題9 付属書A(CCFICS をとりまく新たな世界規模の問題)の見直し及び更新
- 議題10 その他の事項
- 議題11 次回の開催日及び開催地
- 議題12 報告書の採択

3

議題4

任意の第三者認証(vTPA)スキームの評価及び使用に関する原則及びガイドライン案<ステップ7>

本作業は、輸出入国の食品管理システム(National Food Control System (NFCS))に第三者認証プログラムの情報を取り入れる方法について、ガイドラインを作成しようとするもの。

主な議論

定義

- ・ガイドライン案で使用されている用語は、既存のコーデックス規格で使用されている定義を参照すべきであり、存在しない場合、最新のISO用語を最小限の変更で使用する。
- ・認定(Accreditation):ISO/IEC 17000:2020 の定義を参照。一方、ISO/IEC 17000:2020において定義されていない“certification”は、ISO/IEC 17000:2020との整合性を保つため削除。
- ・認証機関(Certification body): 定義がISO/IEC 17065 に由来するものであり、認証機関は第三者適合性評価機関の一種であることから、注釈の「本文書において認証機関は適合性評価機関と同義である」を削除。

原則

- ・原則7:本文中において、食品事業者を指す用語については、Food business operatorを用い、明確性、一貫性を持たせる。
- ・原則8:「権利と義務」は、コーデックス文書の有無にかかわらず各国に委ねられるものであり、コーデックス文書に含める付加価値はないことから、ガイドライン案から削除。

議題4（続き）

任意の第三者認証(vTPA)スキームの評価及び使用に関する原則及びガイドライン案 ＜ステップ7＞

役割、責務及び関係する活動

・当局 (Competent Authorities) :

Provision (a): “and authorised by relevant national legislation”のフレーズは、NFCSのための原則およびガイドライン(CXG 82-2013)の繰り返しとなるため、削除。

Provision (c): NFCSのための原則およびガイドライン(CXG 82-2013)との用語の一貫性を強化し、簡素化するため、原案の“delivery”を“establish and implement”に変更し、“Establish and implement regulatory controls, including frequency/intensity, and enforcement action for all FBOs regardless of whether a FBO participates in a vTPA programme.”とする。

Provision (f): 管轄当局の利益相反に関する規定は、CXG 82-2013の原則5と一貫性があることから、当初案の規定を維持。

・食品事業者:

Provision 2(b): “regulatory requirements”を“National Food Control System objectives/requirements”に修正をする提案。

→NFCSの目的は規制要件よりも、通常マクロレベルに設定されていることから、修正を行わない。

5

議題4（続き）

任意の第三者認証(vTPA)スキームの評価及び使用に関する原則及びガイドライン案 ＜ステップ7＞

vTPAの信頼性及び清廉性の評価基準

・認証機関の認定: 定義の修正に従う所要の修正 (“certifying body” を “certification body” に修正)。

・データ共有と情報交換: オブザーバーからvTPA所有者が管轄当局へ直接通報することを求める規定は過剰であり、特に不適合が品質不良または粗悪品に関連する場合、利害の衝突を引き起こす可能性が懸念。

→本規定については、例外的な状況下で用いられるものであると電子的作業部会の議長から説明があり、当初案を維持することで合意。

vTPAプログラム情報/データ使用のための規制上のアプローチ

・ポリシーオプション:

Provision 2(a): 関連する規制要件が食品の安全及び食品貿易における公正な取引の確保に関するものであることを明確にするため、規定の末尾に “in relation to food safety and fair practices in food trade” を追加。

結論

任意の第三者認証スキームの評価及び使用に関する原則及びガイドライン案をステップ8で採択するために第44回総会(CAC44)に送付することが合意された。

議題5

電子証明書のペーパーレス使用に関するガイダンス原案(CXG38-2001の改定) ＜ステップ4＞

本作業は、「一般的な公的証明書の設計、作成、発行及び使用に関するガイドライン」(CXG 38-2001)について、ペーパーレスの電子証明書の使用を踏まえた内容に改定をしようとするもの。

主な議論

○本文

セクション3: 定義

- ・電子署名の定義がUN CITRALガイダンスからの引用を明確にするために脚注を追加。
- ・シングルウィンドウの定義に関連する脚注5を既存の定義を参照するように修正。

セクション9: 公的証明書の発行及び受領

- ・原則Gについて、証明書原本が無効とされたことを輸入国の管轄当局に通知するものが認証機関であるべき旨の規定を明確化。

○付属書 I

範囲

- ・“equivalent”を追加し、電子証明書は紙の証明書と同一であるべきことを明確化。

一般的な公的証明書モデルの参照データモデル(電子版)に関する説明書

- ・異なる食品が混載された貨物に対して、単一の証明書又は複数の証明書が発行される場合、電子証明書がどのように適用されるか明確にすることが必要であるとの意見。
→証明内容については2国間の取り決めによるもので、電子証明書の場合も紙の証明書と同じ運用が適用されるとの説明がなされた。

7

議題5 (続き)

電子証明書のペーパーレス使用に関するガイダンス原案(CXG38-2001の改定) ＜ステップ4＞

○付属書II セクション8: 汎用モデル公式証明書をモデル化するデータの例

- ・データモデリングの例(例: UN/CEFACT eCert SPS)をガイダンスに含めることによるメンテナンスについて懸念があることから、Information documentとしてウェブに掲載することを提案。
→UN/CEFACTは国連下の基準設定機関であり、例は多くの国に対し優れたガイダンスを提供すること、その方法論はこれまで長年活用されており、今後も内容の更新はほとんどないと考えられる旨の説明がなされた。

○全般的な意見

- ・いくつかの国からは特に技術的な側面についてさらなる議論が必要であるとの意見。
→電子証明書のペーパーレス使用のガイダンスを採択することは、ペーパーレス化を強いるものではない旨の説明がなされた。
- ・未解決の問題についてコンセンサスを得たこと、また、本課題はCOVID-19のパンデミック下において僅々の課題であることから、コーデックス戦略計画2020-2025のGoal 1に従って、緊急の課題をタイムリーに対応すべき。
- ・CAC44の前にガイドライン文書の技術的な要求事項をより良く理解する時間と期間があることが強調。

結論

電子証明書のペーパーレス使用に関するガイダンス原案(CXG38-2001の改定)をステップ5/8で採択するため、CAC44に送付することが合意された。

議題6

システム同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案 ＜ステップ4＞

本作業は、輸出入時の監視の不必要な重複を減少させると同時に、消費者の健康保護及び食品貿易の公正な取引の確保に効果的な手段として、輸出国と輸入国のNFCSまたはその一部の同等性の適切な利用を支援するためのガイドラインを作成しようとするもの。

主な議論

- ・輸入国への不必要な負荷を避けるため、慎重に検討する必要がある、輸出入国の両方の権利を適切に均衡させるために同等性プロセスが必要。
- ・WTO SPS及びTBT協定に規定された同等性の概念は明確化を必要とし、食品安全対策及び技術規制を明確に区別することが重要。
- ・WTO SPS及びTBT協定の文脈において、NFCSにおける同等性をどのように考慮するかについて合意された理解が必要。
- ・輸入国が自国の輸入要件を設定する主権的権利は尊重される必要がある。
- ・輸出入国の役割と義務は、透明性、公平な待遇、非差別の原則を考慮に入れて、さらに精緻化する必要がある。
- ・提案された手順は、ある国が他の国から同等性の要求を行うことを妨げるものであつてはならず、また、手順を実行する際には柔軟性があるべき。

9

議題6（続き）

システム同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案 ＜ステップ4＞

結論

下記が合意された。

- ・ 本ガイドライン原案をどのように進めるかについてはコンセンサスが得られなかったため、ステップ2/3に戻し、今次会合で議論された問題点とコメントを踏まえ、ガイドライン原案を改訂する。
- ・ 電子的作業部会（議長国：ニュージーランド、共同議長国：米国及びケニア（チリが退きその後任国））を設置し、改訂作業を行う。
- ・ 作業完了を第26回会合へ延長することを要求する。

議題7

同等性に係るガイドラインの統合原案 ＜ステップ4＞

本作業は、議題6を含む同等性に関するCCFICSの文書について統合することを提案するもの。

主な議論

- ・本作業は段階的なプロセスを用いて進めるべき。
- ・継続中である議題6のシステム同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案に関する作業完了が必要であることに留意しつつ、本作業も進める。

結論

下記が合意された。

- ・ システム同等性の承認及び維持に関するガイドライン原案に関する作業を進める。
- ・ 電子的作業部会（議長国：ニュージーランド、共同議長国：米国及びケニア）を設置する。

11

議題8

食品安全及び食品貿易の公正な取引における食品偽装への取り組みについてのCCFICSの役割に関する討議文書

本作業は、食品安全及び食品貿易の公正な取引における食品偽装に対処することに関連するCCFICSの役割を整理しようとするもの。

主な議論

- ・作業範囲は明確かつ簡潔なものとして、CCFICSの役割の範囲内であるべきであり、消費者の健康の保護、食品貿易における公正な取引を確保することに取り組むべき。
- ・他のコーデックス部会の業務範囲との重複を避けるため、緊密な調整が行われるべき。
- ・食品偽装が言及されている既存のテキストと新しい作業範囲が重複しないことが重要であり、既存のテキストの更新が必要になる可能性がある。
- ・食品偽装は犯罪活動にも関わるため、慎重な審査を必要とする新たな分野である。
- ・食品偽装の定義は、意図的な不正行為の問題を含むべき。
- ・食品偽装に関するガイダンスは、食品製造業者や所管官庁の負担を増大させることや、貿易障壁を引き起こすものであってはならない。
- ・他の関連するコーデックス部会に対し、食品偽装に関するCCFICSの作業について情報提供することも重要。

議題8(続き)

食品安全及び食品貿易の公正な取引における食品偽装への取り組みについてのCCFICSの役割に関する討議文書

結論

下記が合意された。

- ・食品偽装の防止及び管理に関するガイドラインの作成に関する作業を開始することとし、**新規作業承認のためにCAC44に送付**する。
- ・次回**第26回会合での検討のために、電子的作業部会(議長国:米国、共同議長国:中国、EU、イラン及び英国)**を設置し、食品偽装の予防及び管理に関するガイダンス案を作成する。次回会合前にEWGは会合を開催する可能性がある。
- ・他の関連するコーデックスの各部会に対し、新規作業の進捗状況を報告する。

13

議題9

付属書A(CCFICS をとりまく新たな世界規模の問題)の見直し及び更新

本作業は、会合での戦略的で、将来を見据えた議論を容易にし、定期的に、CCFICSの作業を精査し、将来の課題に着手することを目指すもの。

付属書AにてCCFICSをとりまく新たな世界規模の問題を明確にし、付属書Bにて食品安全や貿易の公正な取引への影響を考慮した評価の基準を設定し優先順位をつけることを検討している。

主な議論

- ・付属書Aでリスト化する議題は、CCFICSの役割の範囲内の問題に限定されるべきであり、他のコーデックス部会や特別部会が既に取り組んでいる問題は含めるべきではない。
- ・COVID-19のパンデミックから得られた経験に照らして、新たな世界規模の問題のリストを更新する必要があり、情報通信技術(ICT)ツールの利用が重要性を増している。
- ・付属書C及び新しい作業提案が付属書A及びBにどのように適合するか明確化が必要。
- ・オーストラリアから「規制枠組みにおけるICTツールの利用に関する討議文書」が提案され、支持が表明された。
- ・米国から「トレーサビリティ／製品トレーシングの原則の更新」に関する討議文書が提案され、支持が表明された。

議題9(続き)

付属書A(CCFICS をとりまく新たな世界規模の問題)の見直し及び更新

結論

下記が合意された。

- ・付属書Aの管理をオーストラリア及びケニアが行い、今次会合での議論及びコメントを考慮した更新文書を作成する。また、検討のため次回第26回会合に、最新のリストを含む報告書を提出する。
- ・コーデックス事務局は、付属書Aに含めるべき新たな世界規模の問題に関する加盟国からの情報提供を要請する回付文書を加盟国に送付する。
- ・付属書Bについては、その使用から得られた経験に基づいて更新されるCCFICSの内部文書として保持する。
- ・「規制枠組みにおける遠隔監査と検証の利用」に関する電子的作業部会(議長国:オーストラリア、共同議長国:カナダ及びシンガポール)を設置し、本会合でのコメントを踏まえた討議文書及びプロジェクト文書を作成する。
- ・食品検査・認証システム内のツールとしての「食品検査・認証制度におけるツールとしてのトレーサビリティ/製品トレーシングの原則(CXG 60-2006)」を改訂・更新する必要があるかどうかを検討する電子的作業部会(議長国:米国、共同議長国:英国)を設置し、討議文書及びプロジェクト文書を作成し、次回第26回会合で報告する。

15

議題10 その他の事項

議題11 次回の開催日時及び開催地

議題10 その他の事項

CAC44開催後、CCFICSの議長が現在のMs Fran Freemanから、Ms Nicola Hinderに交代することが伝えられた。

議題11 次回の開催日時及び開催地

次回第26回会合は2022年11月に開催される予定。詳細については、コーデックス事務局と議長国のオーストラリアが調整する。